

区民への問題提起資料

たたき台

(仮称)練馬区の「これから」を考え、

い ま
現在を見直す

～ 区政の改革に向けて ～

平成 27 年 (2015 年) 12 月

練 馬 区

はじめに

区は、新しい区政運営の方向性を示す「みどりの風吹くまちビジョン」を本年3月に策定しました。ビジョンでは、今後の区政にとって特に重要な課題を取り上げ、総合的・体系的に政策を示しています。

これから取り組む区政改革は、ビジョンに掲げた政策を具体的に実施するための仕組みや態勢を、「区民の視点」から改めて検討し、向上させようとするものです。

この資料は、将来を見据え、区政をどう改革したらよいかを、区民の皆さんとともに考えるために作成しました。

10年先、20年先、区民の皆さんが生活する社会や地域の状況は、大きく変わります。今後、区政はどんな役割を担えばよいでしょうか。区民の皆さんと区とのかかわりはどうあるべきでしょうか。

この資料をもとに、皆さんと一緒に考え、区政改革の取組を具体化していきたいと思っています。

ぜひ、ご意見をお寄せください

この資料についてのご意見をお寄せください。

ご意見は、郵送、持参、ファクス、電子メールで、平成28年2月1日(月)までに、区政改革担当課までお寄せください。

住所： 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎6階
区政改革担当課

※郵送の場合、区長への手紙（区立施設や区内各駅の区報スタンドにある料金受取人払いの専用封筒です。宛先などは記載済みです）もご利用いただけます。表面に「区政改革」と明記してください。

ファクス番号： 3993-1195

電子メールアドレス： kuseikaikaku@city.nerima.tokyo.jp

📱 QRコードが読み取り可能なスマートフォン、タブレット端末をご利用の方は、右の「QRコード」を読み取ることにより、入力フォームに簡単にアクセスすることができます。



QRコード

目 次

はじめに

I 「これから」を考えるために

- 1 なぜ、いま区政改革なの？ … 5
- 2 改革の視点 … 7

II 直面する区政の重要課題

- 1 子ども・子育て支援 … 1 1
- 2 高齢化社会への対応 … 2 2
- 3 都市基盤の整備と維持 … 2 9
- 4 公共施設の維持・更新 … 3 6

III 改革を支える基盤づくり

- 1 財政基盤の強化 … 4 9
- 2 職員の育成 … 5 7
- 3 情報通信技術（I C T）の活用 … 6 1
- 4 外郭団体の見直し … 6 6

- IV 区政改革の検討の進め方 … 7 1

I 「これから」を考えるために

第I章では、「なぜ、いま区政改革なの？」と「改革の視点」として、現時点における区の問題意識をお示ししています。

1 なぜ、いま区政改革なの？

(1) 人口構造が大きく変化します

最近、マスコミなどでは出生率や高齢化率などがよく取り上げられています。区民の皆さんも、目にされたり、お聞きになられたりしたことがあるのではないのでしょうか。

日本は平成 22 年から人口減少に転じ、人口減少社会に突入しました。練馬区はどうでしょうか。区の人口はこれまでほぼ一貫して増え続け、平成 27 年 1 月 1 日現在の総人口は 714,656 人となっています。

今後はどうなるでしょう。過去 5 年の推移に基づいて、将来の人口推計を行ったところ、平成 33 年ごろをピークに減少していく結果になっています。区全体の人口は、全国と比較すると減少傾向は緩やかで、30 年後の平成 57 年には約 68 万人と見込まれます。

一方で、人口の構成は大きく変化します。

変化①：子どもの数が減っています

年少人口（0～14 歳の人口）は約 8 万 8 千人から、30 年後には約 7 万 5 千人と、1 万 3,000 人減少します。

変化②：高齢者の人口が激増します

高齢者人口（65 歳以上の人口）は現在の約 15 万人から、30 年後には約 19 万と、4 万人増加します。高齢化率は 21.3%から 28.3%に達します。

変化③：働く世代の人口が減少します

生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、約 47 万人から、30 年後には約 41 万人と、6 万人減少します。

人口構造をはじめ、これまで前提としていた社会状況が大きく変化しつつあります。行政サービスのあり方や区の役割を根本的に見直していく必要があります。

(2) 「右肩上がりの経済成長」は望めない

日本の経済は緩やかな回復基調にありますが、かつての高度成長期のような経済成長は望めません。

今後の人口減少、特に、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少に伴い、税収減が懸念されています。

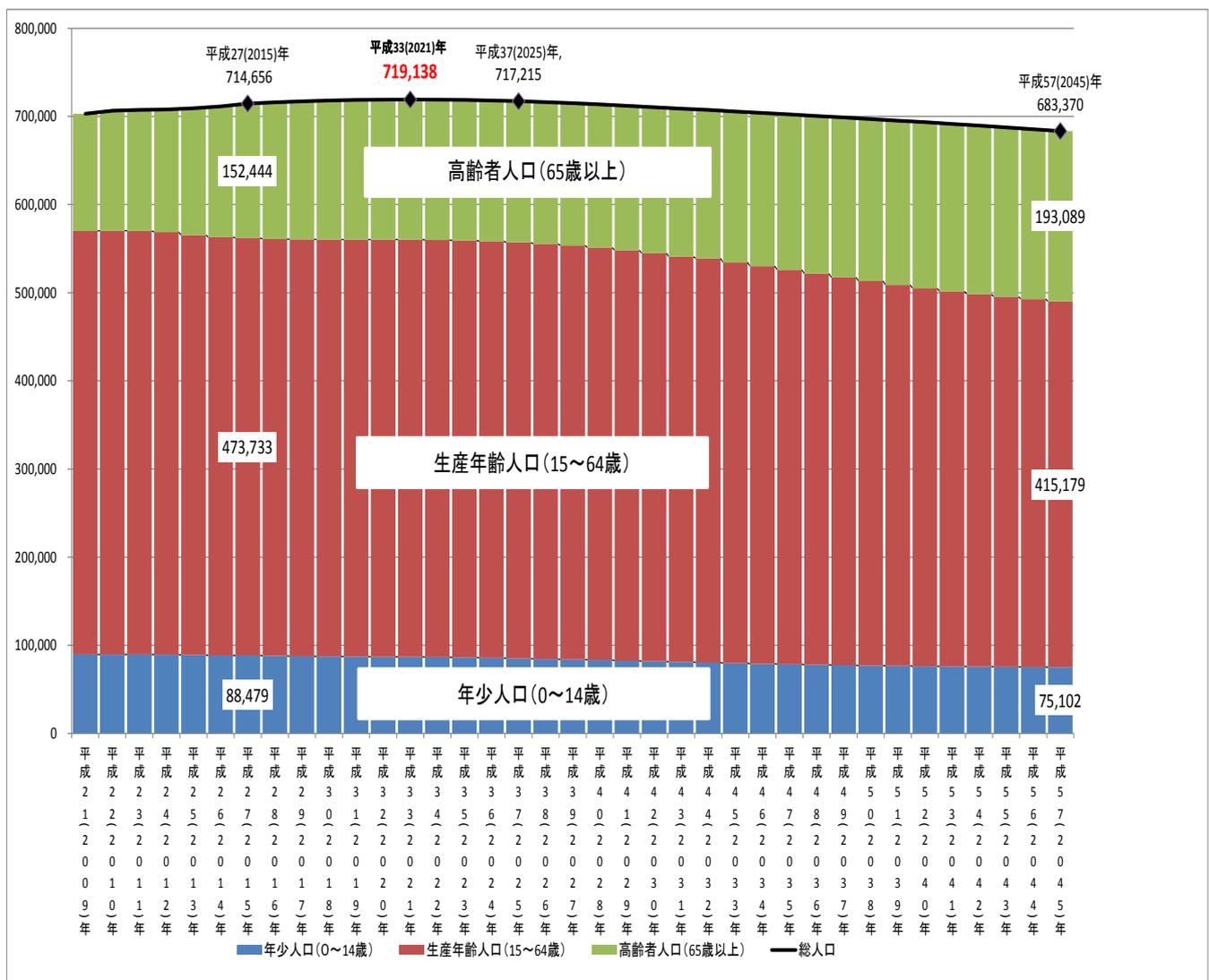
国においては、「地域間の税源の偏在を是正し、地方の財政力格差を縮小するため」として、東京の税源の一部を地方交付税の原資にしようとする動きがあります。これが実施されれば練馬区の財政に大きな影響があります。

(3) 迫られる「未知の時代」「困難な局面」への対応

高齢者の人口増、少子化への対応は財政負担の増をもたらすのに対し、税収増は見込めないという厳しい状況に、近い将来直面することになります。そのときになってから問題を考えていたのでは間に合いません。

区民の皆さまが安心して心豊かな生活が送れるようにするためには、練馬区はどうすればよいか、今から知恵をしぼり、未来に向けて、区政を改革していかなければなりません。

練馬区の人口推計（平成 28 年～平成 57 年）



※21～27年は各年1月1日時点の実績値 [出典] 企画部企画課

2 改革の視点

(1) 「新しい成熟社会」における基礎的自治体のイメージ

皆さんは、『成熟社会』という言葉をご存じでしょうか。成熟社会は、「量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会（イギリスのガボールが著した「成熟社会」より）」とされています。

区では、これからの社会を『新しい成熟社会』と位置付けています。人口の減少、「超」超高齢社会の到来、グローバル化の進展、情報通信技術(ICT)の発達、公共活動の主体の多様化と拡大、そして東日本大震災がもたらした影響・・・新しい成熟社会は、従来のような成長の延長線上にあるものとは異なる局面を持ちます。

新しい成熟社会において、区民の皆さんに最も身近な基礎的自治体である練馬区が果たすべき役割は何でしょうか。

区が考えている役割やサービスのあり方は、次の4点です。

- 生活困窮者や重度障害者への支援、防災対策、まちのインフラ整備といった課題は、行政としてその責任を徹底して果たしていきます。
- 民間の知恵と経験を活用できる分野は、民間が担うことを原則とします。
- 区民や地域にできることは、その力を十分に発揮できるようにしていきます。
- 行政は、社会状況の変化にあわせ、本当に必要な公共サービスが提供される仕組みづくりとコーディネート、チェック機能を担っていきます。

(2) 区民サービスのあり方の転換

ア 区民の視点に立ってサービスを向上

区民の皆さん、お一人お一人が真に必要なとされていることに、きめ細かく応えられるサービスを提供することが、区のサービスの向上につながると区は考えています。区が考えているサービスの向上に取り組む際に大切にしたいことは、次の3点です。

○選択できるように

社会状況の変化に合わせて既存サービスの必要性・あり方を見直して、リアルな区民ニーズに応える本当に必要なサービスを提供します。区民の皆さんが多様なメニューの中から自分に合ったサービスを選択いただけるようにしていきます。

○質の確保

簡便な手続き、縦割りではなく総合的な相談・対応が受けられる仕組みなど、利用する区民の皆さんの立場に立ってサービスを充実します。同時に、安心して公共サービスを利用できるようにサービスの質を確保していきます。

○持続可能性

サービスへの投資が将来に生きるように、コストパフォーマンスや効果の観点からサービスのあり方を見直します。利用する方がサービスに見合った適切な負担をすることで、誰もが納得できる仕組みにしていきます。

イ 区民との協働を基軸に公共サービスを展開

公共活動の担い手は、「行政」や「専門家」だけではありません。地域の団体や事業者、ボランティア活動をしている区民の方など、たくさんの主体が関わることで、豊かな公共サービスが実現できます。公共サービスを提供するにあたって、区が心得ておきたいことは次の2点です。

○意欲をもって頑張る地域団体や区民、事業者などと一緒に取り組ませていただきます。

○区民の心情に寄り添い、全体の奉仕者として公務を果たす区職員を育成します。

(3) 区民と区をつなぐ回路の充実

皆さんにとって、「練馬区役所」や「練馬区政」は、身近な存在でしょうか、遠い存在でしょうか。“遠い存在”に感じられるのは何故でしょうか。区のお伝えする力が不足しているかも知れません。区民の皆さんの声をお聴きする力をもっと付けなければいけないのかも知れません。これからの練馬区を区民の皆さんと一緒に創っていくために、次の3点に取り組みたいと考えています。

○区民の皆さんへの情報発信をさらに充実していきます。説明を徹底し、理解を得る努力を積み重ねます。こうした取り組みは、今回の(仮称)区政改革計画の策定過程においても実践していきます。

○様々な年齢層、ふだん区政にかかわりをもちにくい区民の方々の意見をお聴きし、反映するために、ICTを活用するなど手法を工夫していきます。

○区や地域社会を良くするための、区民の気づき、意欲やパワーが活かせる仕組みをつくりまします。

改革に取り組むことにより、区における仕事の仕方、職員のあり方、区民と区とのつながりを変えていきます。

memo

Ⅱ 直面する区政の重要課題

この第Ⅱ章では、『直面する区政の重要課題』として4つの課題を取り上げています。

人口構造が大きく変化することから、「子ども・子育て支援」のあり方、「高齢化社会への対応」のあり方について考えたいと思います。また、将来にわたって良好な住環境を確保し続けるために、「都市基盤の整備と維持」をどのように進めていくべきか。これまで整備してきた区立施設が、今後、老朽化し、改修改築の時期を迎えることから、「公共施設等の維持・更新」にどのように取り組むべきか、一緒にお考えいただければと思います。

1 子ども・子育て支援

○練馬区では、子どもの数はほぼ横ばいで推移していますが、今後遞減していくことが見込まれています。一方、共働き家庭の増加に伴う保育園入園希望者の急増など、子どもや子育て家庭を支えるためのニーズは増大しています。このため、子育て支援に関わる経費は年々増加しています。

○区民が安心して子どもを産み育てられるようにするためには、個々のご家庭がそれぞれの状況に合ったサービスを選択できる環境づくりが求められています。

○そのためには、サービス提供の主体、サービスにかかる負担のあり方を見直すことが必要です。区は、特に次の4点を課題と考えています。

- ① サービスをさらに充実させるためには、民間が力を発揮できるサービスは民間に担ってもらうようにする必要があります。区立保育園の民営化にも取り組む必要があると考えています。
- ② 現状では、保育や教育サービスにかかる保護者の経済的負担のバランスが取れていません。選択しやすい環境を整えるために、保育所保育料額の設定を見直すことが必要と考えています。
- ③ 子どもの医療費助成には現状で約30億円の経費を要していますが、「対象を18歳（高校生）まで拡大してほしい」、「無料ではなく一部でも負担を取り入れるべき」といった様々なご意見があります。今後はどのようなあり方が望ましいか考える必要があります。
- ④ 子どもを取り巻く環境は複雑化しています。障害児や虐待を受けている子どもに対する支援に加え、生活に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭などへの支援を充実していく必要があります。

(1) 練馬区でも少子化が進んでいるのですか？

➡ 現在はおおむね横ばいですが、今後は減少が進みます

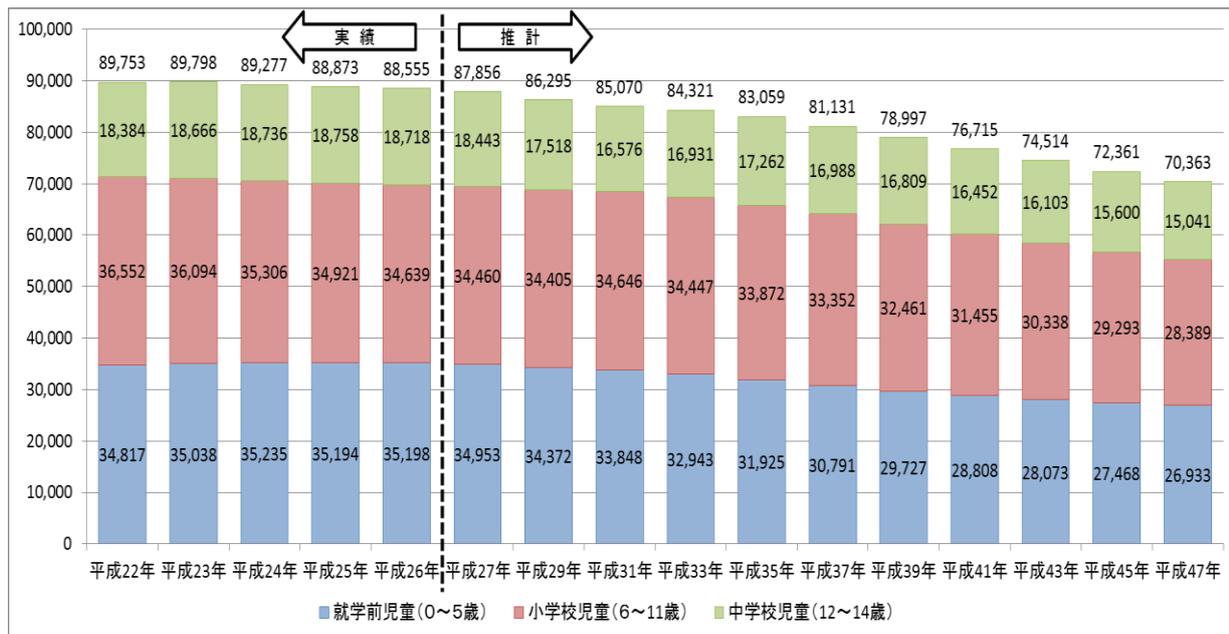
練馬区の年少人口は、昭和 50 年の約 13 万人をピークに減少しています。近年はおおむね横ばいで推移しており、現状では、必ずしも全国的に言われているような少子化が進展している状況にはありません。

しかし、今後は、まず、就学前児童人口の減少が進み、遅れて小中学生の人口も減少していくことが見込まれています。

現状と比べて、10 年後には約 7,000 人、20 年後には約 17,000 人減少します

練馬区における児童(0～14 歳)数の推移と将来見込

単位：人



出典：練馬区子ども・子育て支援事業計画で行った推計をもとにこども家庭部において行った長期推計

(2) 保育園の利用は増えているのですか？

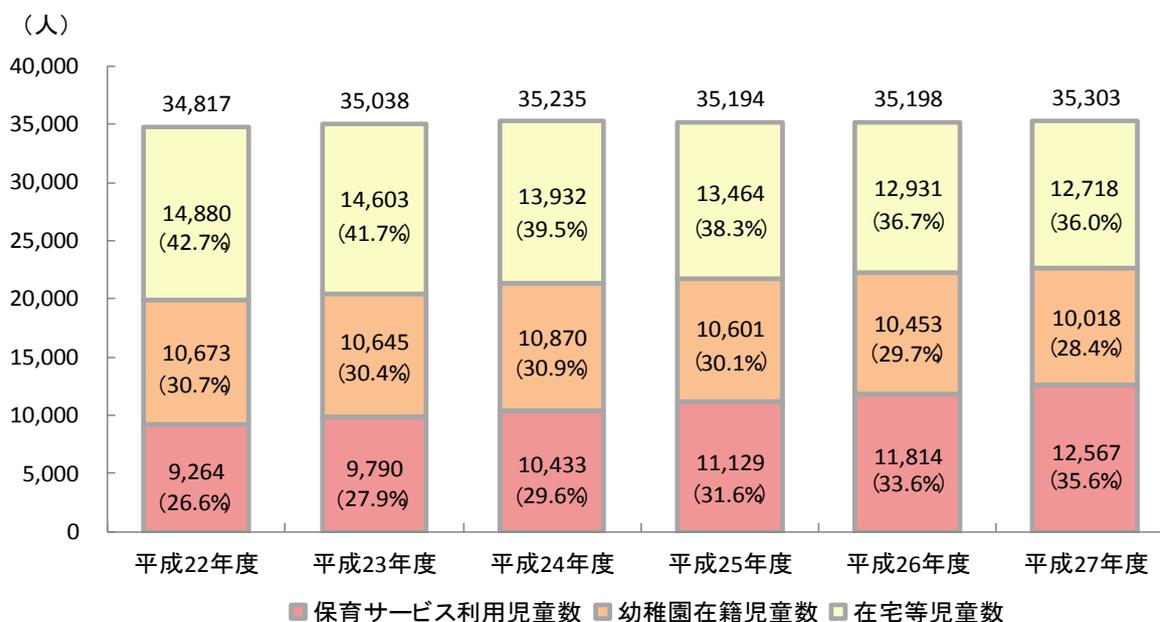
➡ 保育園 36%、幼稚園 28%、家庭での子育て 36%です

小学校就学前の子どもが利用する教育・保育サービスの状況を見てみると、共働き家庭や女性の社会進出の増加などから、保育園等の利用は5年前に比べて 10 ポイント近く増加し、現在 35.6%となっています。これに対し家庭での子育て等が減少し 36.0%、幼稚園の利用はほぼ横ばいで推移して 28.4%という状況です。

保育園の児童は増加傾向、家庭での子育ては減少傾向で、ともに約 36%です

教育・保育サービスの利用児童数等の推移

単位：人



資料：「練馬区勢概要」「練馬区教育要覧」等をもとに作成、各年4月1日または5月1日現在

(3) 練馬区でも保育園などに入れない子どもがいるようですが…？

➡ 定員を拡大し、待機児童は減少しています。引き続き解消をめざして取り組んでいます

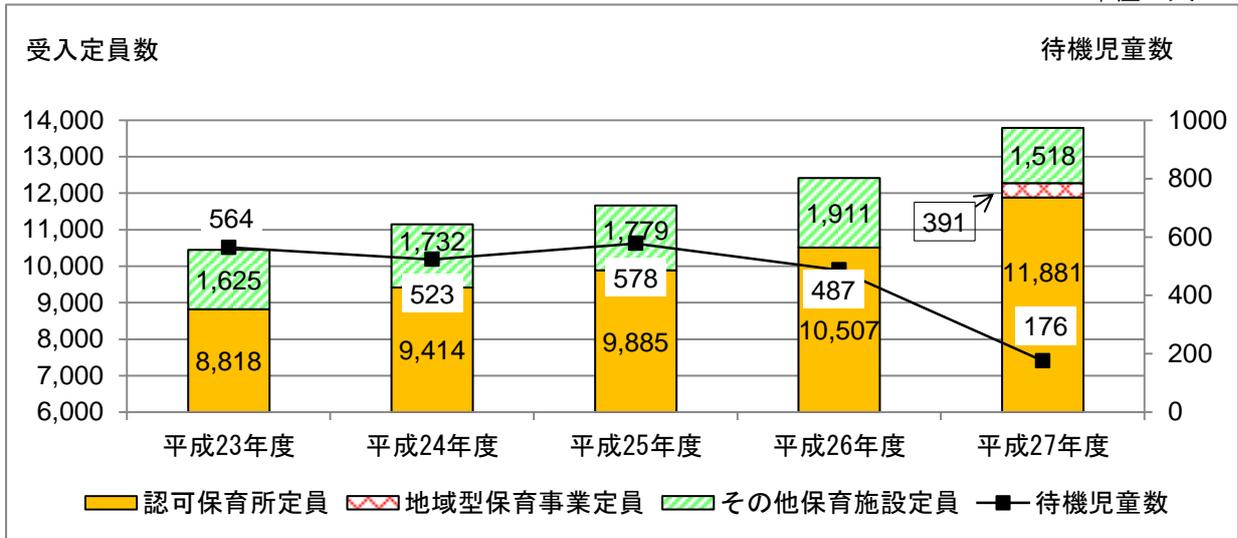
保育園の入園希望は平成20年9月のリーマンショック以降急速に増加し、22年度以降、待機児童も500人を超える状況にありました。そこで認可保育所等の整備を進め、26年度には1,300人以上の定員拡大を行い、27年4月には3歳から5歳の待機児童はほぼいなくなりました。現在も、来年開所予定の認可保育所等の整備を進め、2年以内の待機児童解消をめざしています。

保育園需要の高まりが、保育を必要とする小学生の増加につながり、学童クラブの在籍児童数が増加している一方、待機児童数も増加しています。このため、新たな区立学童クラブや民間学童クラブの整備を進め、対応してきました。また、次年度から、新たな放課後児童対策事業（ねりっこクラブ）も開始し、待機児童の解消に加え、すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりを進めていく計画です。

4年間で約4,400人分の保育定員を拡大し、待機児童数は減少しています

保育所等の定員と申請数・待機児童数の推移

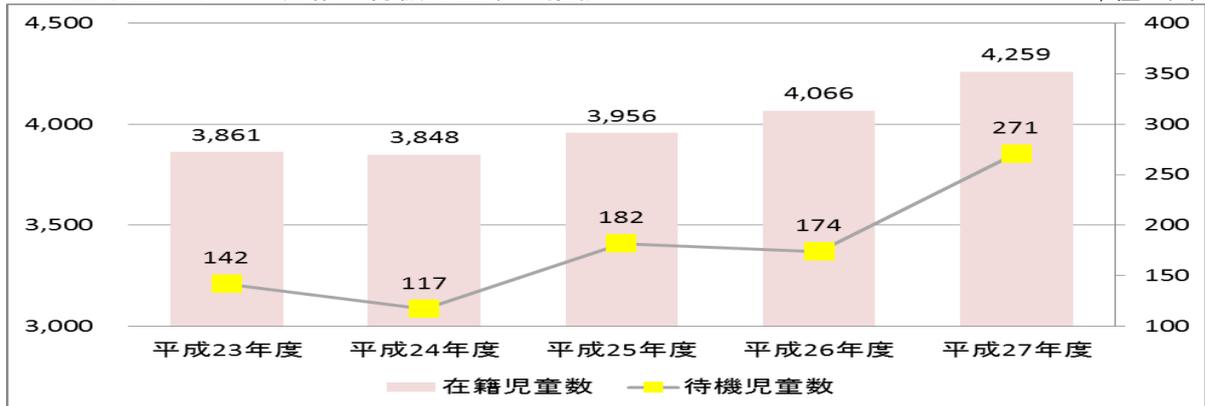
単位：人



資料：こども家庭部保育課（各年4月1日現在）

区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

単位：人



資料：こども家庭部子育て支援課（各年4月1日現在）

(4) 子ども・子育て支援に関する区の支出はどうなっていますか？

➡ 毎年増加し、26年度は約500億円にのびりました

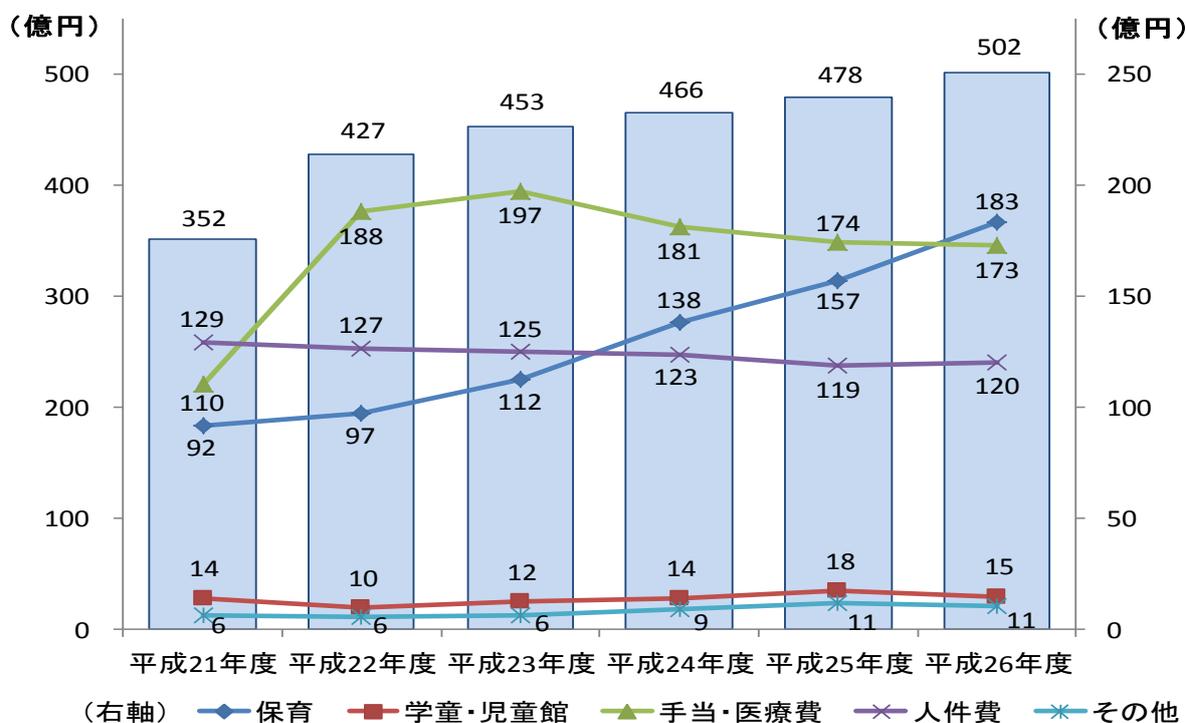
子ども・子育てに関するニーズに積極的に対応してきたことにより、練馬区の財政負担は増加傾向にあります。

主な子ども・子育て支援に関連する経費は、平成21年度は352億円でしたが、年々増加を続け、5年後の平成26年度は502億円となり、150億円（1.43倍）増加しています。

将来にわたって持続可能なサービス提供ができる体制を構築するため、今後、事業のあり方や適正なコスト負担について検討する必要があります。

保育サービスに関する経費が大きく伸びています（制度改正があった手当等を除く）

主な子ども・子育て関連事業の決算額の推移



※左軸が「子ども家庭費の決算額の総額」、右軸が経費の内訳。

資料：「練馬区各会計歳入歳出決算説明書」をもとに作成

(5) 区立保育園・学童クラブの運営は民間に委託をしているのですか？

➡ 保育園は、60園のうち20園を委託しています

平成17年度から区立保育園で民間事業者への運営業務委託を開始し、平成28年度には60園ある区立保育園うち20園で実施されます。これにより保育時間の延長などサービスの向上が図られ、多くの保護者から高い評価を得るとともに、1園あたり年間約5,000万円～6,000万円の財政効果をあげています。

運営業務委託のほかに民間活力を生かす手法として、私立保育園への移管があります。民間ならではの発想による保育サービスの充実が期待でき、23区では練馬区を除く8区が導入し、3区が検討しています。私立保育園への移管によって、運営費や保育士の待遇の改善などに国や都の補助金を活用することができます。

また、学童クラブについても運営業務委託を推進し、保育時間の延長によるサービスの向上と、補助金の活用による区の財政負担の軽減を図っています。

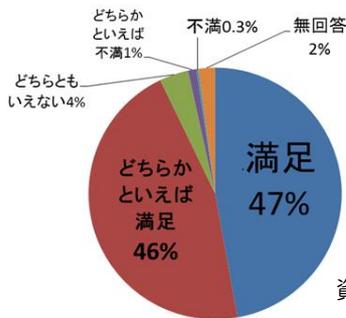
【区が考える改革のあり方】

区では、保育の質の維持に配慮しながら、保育サービスの充実と新たな財源の活用が期待できる私立保育園への移管を進めたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

民間事業者による区立保育園の運営について約9割の保護者が満足しています

保育園の委託満足度（保護者へのアンケート結果）



○左のアンケート結果によれば、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計は93%で、高い評価を得ています。

資料：平成24、25年度に委託した5園で委託2年目に実施した集計結果

運営業務委託と私立保育園への移管の主な違い				
項目 手法	設置主体	財産の所有 (土地・建物・備品)	運営費	保育内容
運営業務委託	区	区	運営業務委託料として、区が民間事業者に支払う (財源は保育料以外にない)	・区の仕様書に基づく ・民間事業者の独自性は出しにくい
私立保育園への移管	民間事業者	区の財産を民間事業者に貸与または譲渡	区が在籍園児数等に応じ、私立保育所運営費を民間事業者を支払う。 (財源は保育料以外に国や都の補助金あり)	・協定により、区立保育園の保育を引継ぐことが可能 ・民間事業者の独自性が出しやすい

※どちらの手法でも認可保育園に変わりありません。

資料：こども家庭部保育計画調整課

(6) 保育園や幼稚園などの保護者負担はどのような状況ですか？

⇒ 利用する施設によって保護者の負担に差があり、認可保育園の保育料収入は運営経費全体の9.5%に留まっています

小学校就学前の子どもは、保育園や幼稚園、さらに在宅保育など、様々な場所で日常を過ごしています。ところが、保護者の負担額には大きな差があります。特に、保育園、認証保育所、私立幼稚園などを利用する保護者の経済的負担の均衡を図り、保護者が選択できる条件を整える必要があります。

練馬区の保育料収入は、保育園の運営経費全体の9.5%に留まっており、23区で最も低い水準です。例えば、0歳児一人あたりの保育に要する経費は月額約50万円（年間約600万円）ですが、保育料額は最高でも月額約5.8万円（年間約70万円）です。また、3歳から5歳児の一定額以上の所得の世帯は同額の保育料であり、所得に応じた保育料の設定となっていないため、所得に応じた保育料とする必要もあります。

【区が考える改革のあり方】

今後、保育・教育サービスにかかる保護者負担額の均衡を図る必要があります。区では、保育園の保育料について、低所得の世帯に配慮をしながら、世帯の所得に応じた適正な額としていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

利用する施設によって、保護者の負担額には、差があります

● 保育園と認証保育所・幼稚園の保護者負担の比較(平成27年4月1日現在)

	保育園	認証保育所	私立幼稚園 (新制度)
開所時間(1日)	11	13	4(3季休業あり)
対象年齢	0~5歳	0~2歳(一部5歳まで)	満3歳以上
給食	あり	あり	弁当持参(一部外部搬入)
入園料	なし	20,000~40,000円	平均51,500円 (入園料補助金給付後)
保護者 実質負担額 (月額)	0~57,500円 (平均18,000円)	25,000~59,999円	0~14,500円 (平均10,400円)
0~2歳 平均月額保育料	20,800円	48,600円(0歳の補助金給付後)	
1時間当たり	75円	177円	
3歳 平均月額保育料	14,000円	51,000円	10,400円
1時間当たり	51円	185円	156円
4~5歳 平均月額保育料	13,300円	50,000円	10,400円
1時間当たり	48円	182円	156円

資料：こども家庭部保育課(平成27年4月1日現在)

他区に比べて、練馬区の保育園の保育料は低くなっています

【モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較】

● モデル世帯 父・母・子1人/年収450万円(父300万円、母150万円)

● 保育料額の比較

区名	直近改定時期 (平成)	0~2歳児の 月額保育料(円)
練馬	10年度	19,100
江戸川	20年度	25,900
足立	27年度	24,700
世田谷	25年度	23,000
大田	18年度	18,400
国基準額	27年度	44,500



※練馬区と人口規模が同程度の区で比較

資料：こども家庭部保育課(平成27年4月1日現在)

(7) 子どもの医療費助成制度はどのような状況ですか？

⇒ 助成額は、ここ数年は横ばいで推移しています

子どもが病気やけがで、通院、入院や投薬を受けた際の助成制度である子ども医療費助成は、現在、中学生までを対象にしています。助成額はここ数年、毎年度約 30 億円で推移しています。

こうした状況の中で、今後、助成の対象を 18 歳（高校生）まで拡大してはどうかといったご意見や、他方で、一部（初診料など）を自己負担とすべきではないかといったご意見などがあります。

全国の自治体では、練馬区と同様に所得制限や自己負担をなしに子ども医療費助成を行う市区町村が増加傾向にあります。

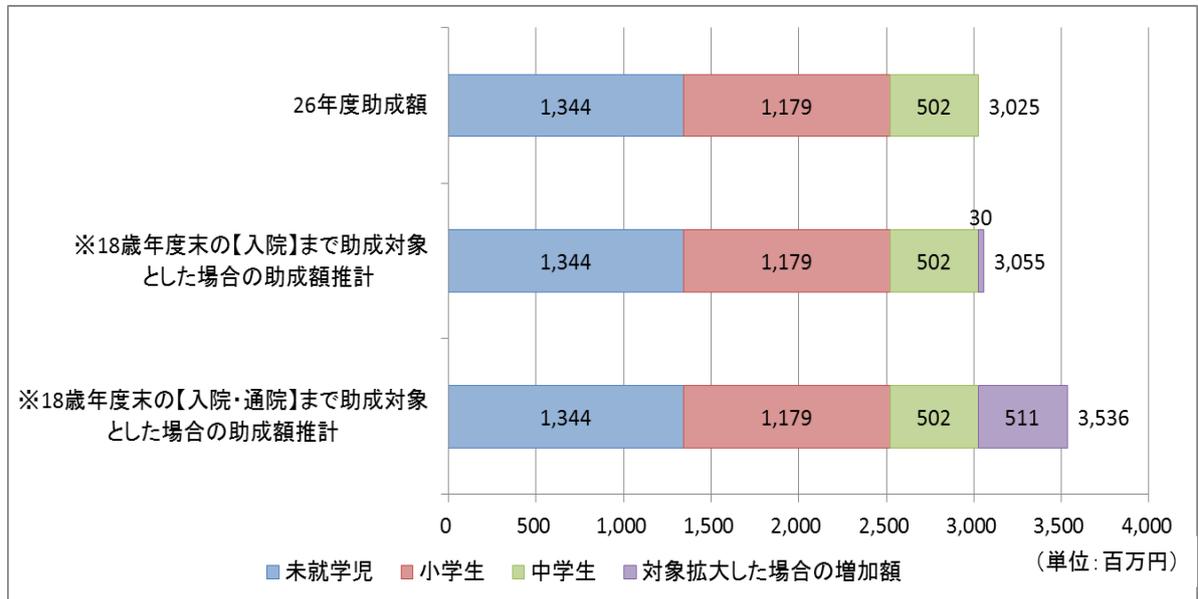
【区が考える改革のあり方】

区では、この制度を現行のまま継続するか、あるいは、今後、助成の対象を拡大するかどうか、一部を自己負担とするかどうかなどについて検討したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

子ども医療費助成(入院・通院)を18歳まで拡大すると、毎年度約5億円が必要です

子ども医療費助成の対象者を18歳年度末まで拡大した場合の試算

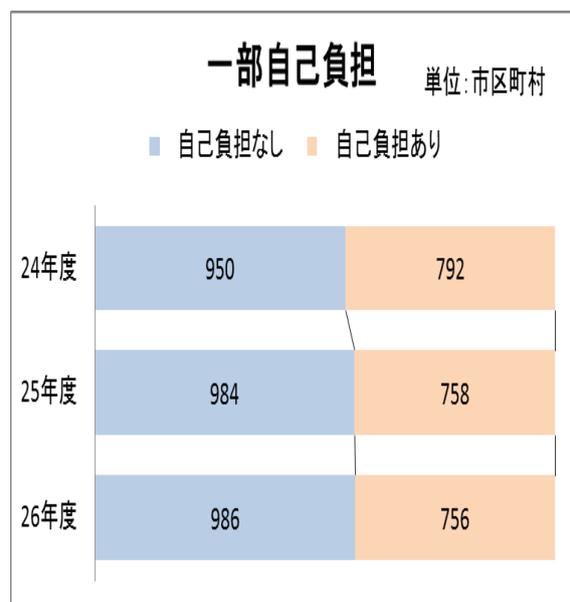
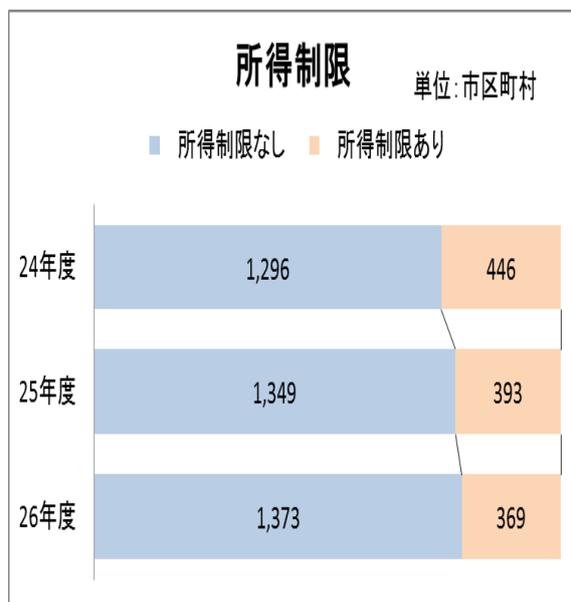


※26年度助成額の内訳はレセプト請求による助成額に基づき試算

※18歳年度末まで助成拡大(推計)は、中学生の助成額に基づき平成27年4月1日現在の高校生相当人口と中学生人口を比較して算出

資料:こども家庭部子育て支援課(平成27年4月1日現在)

全国の市区町村の所得制限・一部自己負担の状況



※23区においては、現在、所得制限および一部自己負担はありません。

出典:厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ 左記調査データをもとに区でグラフを作成

(8) ひとり親家庭など支援が必要な子どもや家庭が増えていると聞きますが？

⇒ 支援を必要とする子どもや家庭は増加傾向にあり、その抱える課題は複雑化・困難化している状況です

全国的に、子どものいる家庭の貧困率の高さが取り上げられています。貧困な家庭の子どもが成人になって貧困となるという、いわゆる「貧困の連鎖」が社会問題となっているからです。とりわけ、ひとり親家庭では、「子育ての主体」と「家計の支え手」の二つの役割を同時に担うことになるため、その両面に問題が生じることが多いとも言われています。このためひとり親家庭への支援を行う必要があります。

また、障害のある子どもや、虐待等を受けている子どもや家庭など支援を必要とする方の抱える課題は、複雑化・困難化しており、個々の子どもや家庭に寄り添ったきめ細やかな支援が一層求められています。

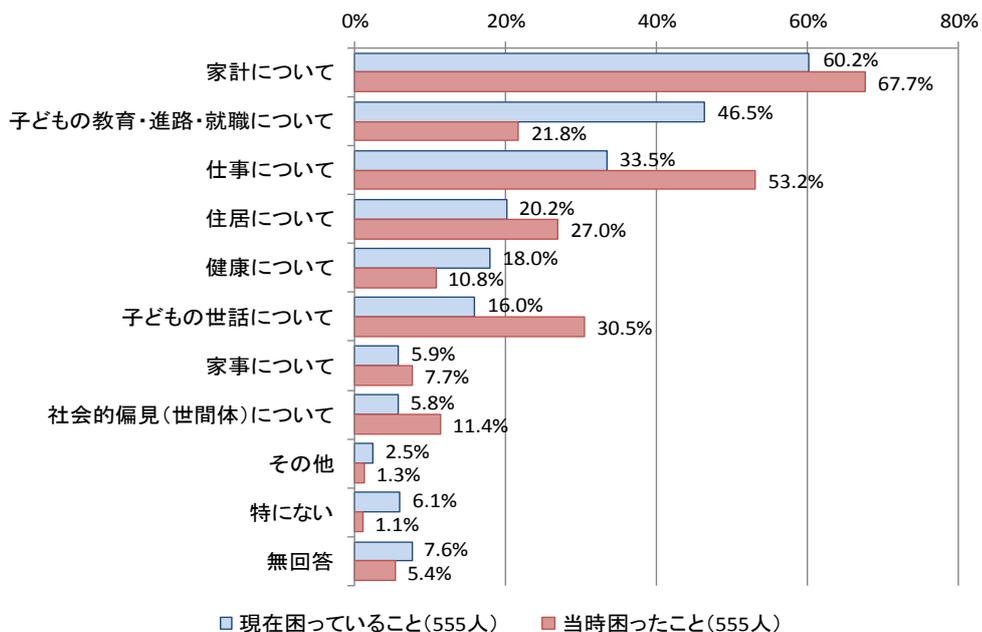
【区が考える改革のあり方】

区では、貧困の連鎖の防止、虐待防止等、すべての子どもの健やかな育成を支えるため、子どもや家庭が必要なサービスを受けることができるように、経済的支援や子どもへの学習支援、相談支援体制の充実のほか、地域や民間の力を活用した支援などの充実に取り組みたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

ひとり親家庭では、家計・仕事のほかに、子どもの教育や進路、世話などに困っています

調査「ひとり親世帯になった当時困ったこと、現在困っていること」(複数回答)



【出典：東京都福祉保健基礎調査 平成24年度「東京の子供と家庭」(東京都福祉保健局)】
※上記調査データを基に、グラフについては区で加工して作成。

2 高齢化社会への対応

○高齢者人口は上昇を続け、平成27年1月1日現在で約152,000人、高齢化率は21.3%となっています。練馬区では、要介護認定率の高い後期高齢者（75歳以上）と前期高齢者（65歳以上74歳以下）がほぼ同数となっており、今後さらに後期高齢者の割合が増加していきます。これにより、練馬区では、「高齢者人口の増加」と「要介護認定率の上昇」が同時に進行するため、「介護ニーズの急激な増加」への対応が必要となります。

○多くの高齢者の方が、住み慣れた地域で元気にいきいきと生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援がその人に合わせて一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立が求められています。

○そのためには、サービスの提供の仕方やあり方を見直すとともに、医療と介護の連携を進めることが必要です。

○区は特に、次の4点を課題と考えています。

- ① 多くの高齢者の方が元気に自立生活を送っていけるよう、介護予防や要介護状態の改善に向けた機運を高め、区民の皆さまや事業者と一体となった取組を強化していくことが必要と考えています。
- ② 区では、介護保険給付費以外の高齢者向け福祉サービスも実施していますが、高齢者の増加に伴って、その費用も増大する見込みです。今後、「いきいき健康券」を始めとする給付事業や高齢者向けサービスのあり方を見直すことが必要と考えています。
- ③ 「地域包括ケアシステム」の確立に不可欠な病床の確保について、新規に病床を整備する医療法人等に対する支援制度などを活用しながら、同一医療圏からの病床移転を含めて病院整備を促進します。
- ④ 「ひとり暮らし高齢者」は生活支援の必要性も高く、要介護認定率も非常に高くなっています。区では、見守り体制の強化など支援策を検討する必要があります。

(1) 高齢化が進むとのことですが、練馬区はどのような状況ですか？

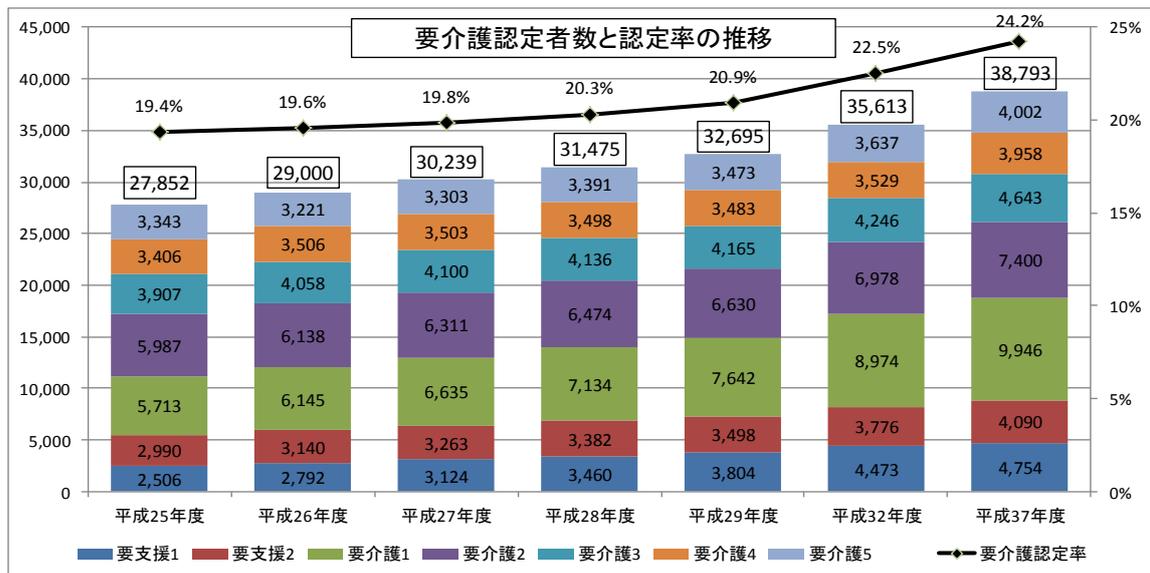
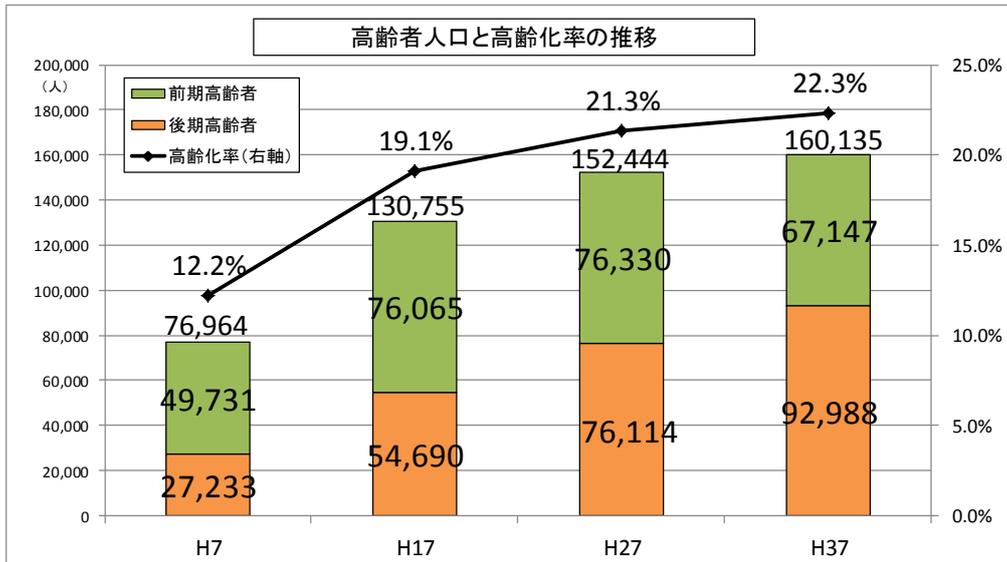
➡ 後期高齢者が急速に増加し、高齢者全体の6割近くになります

区の人口は、平成 33 年をピークに減少を始めます。高齢者人口は増加し続ける一方で生産年齢人口・年少人口は減少し、「超」超高齢社会が到来します。人口規模の大きい練馬区は、団塊世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年には、高齢者人口は 16 万人に及びます。

今後、要介護認定率が高い「後期高齢者の人口」が「前期高齢者の人口」を上回って推移し、平成 37 年には高齢者全体の6割近くを占めます。その結果、要介護認定率は、平成 37 年に約 24%となり、高齢者の 4 人に一人が要介護認定を受けている状況になります。

今後 10 年間で、後期高齢者が約 17,000 人増加し、要介護認定者は約 8,000 人増加する見込みです

区の高齢者人口の状況（推計）



(2) 要介護状態とならないためには何が重要ですか？

➡ 介護予防事業参加者の8割は状態改善または維持となっており、介護予防の取り組みの効果は高くなっています

要介護認定者のうち、要介護認定の更新時に介護度が改善した方は17%となっており、38%の方が悪化しています。介護サービスは、介護度の悪化を防ぐためのものです。高齢者の充実した生活を支援するためにも、介護度改善に向けた取組強化が重要な課題となっています。

一方、要介護認定を受けていない方向けに区が実施している介護予防事業に参加された方については、27%が状態改善、53%が状態維持となっており、状態が悪化した方はわずか4%です。このように、健康寿命の延伸に効果の高い介護予防の取組をさらに広めていくことが重要な課題となっています。

【区が考える改革のあり方】

区では、多くの高齢者の方が元気に自立生活を送っていただけるよう、介護予防や要介護状態の改善に向けた機運を高め、区民の皆さまや事業者と一体となった取組を強化していきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

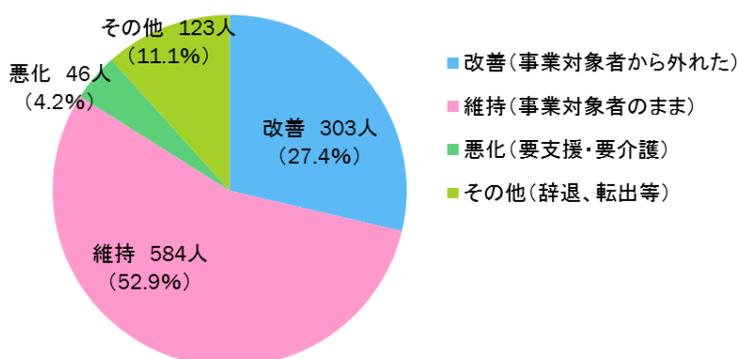
認定の更新では38%の方が重度化しています

認定の更新等による要支援・要介護度の変化(平成25年度)

前回の介護度	更新後の介護度		
	軽度化	維持	重度化
要支援1	1%	44%	54%
要支援2	18%	45%	36%
要介護1	13%	46%	41%
要介護2	21%	39%	40%
要介護3	22%	37%	40%
要介護4	28%	43%	30%
要介護5	26%	74%	—
計	17%	45%	38%

介護予防事業の参加者のうち80%が、状態が改善または維持となっています

介護予防事業の効果(平成26年度)



(3) 介護保険サービスに関する区の財政支出はどうなっていますか？

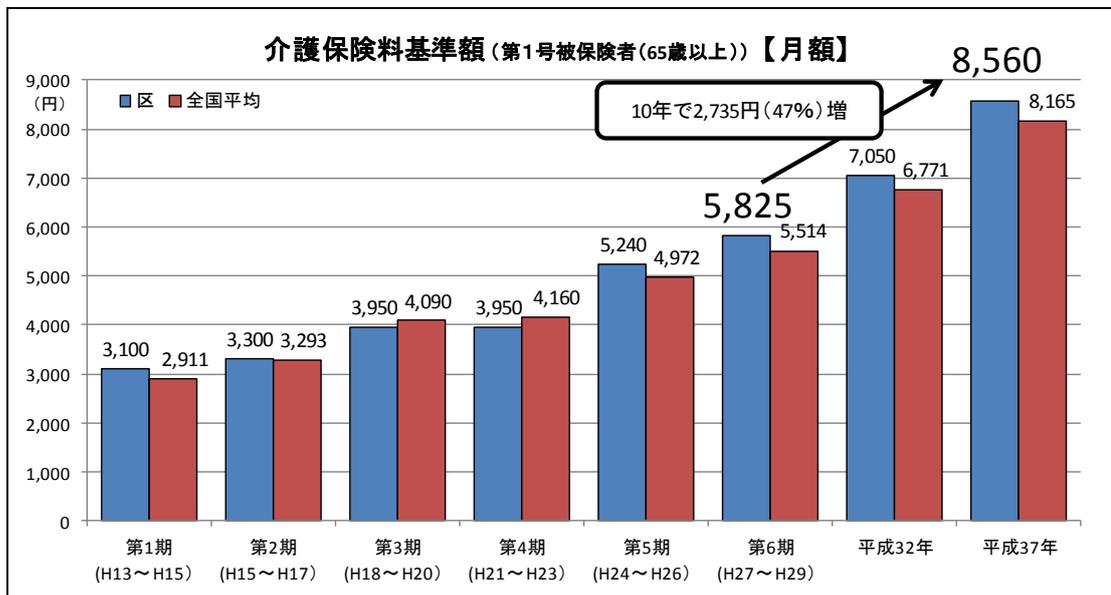
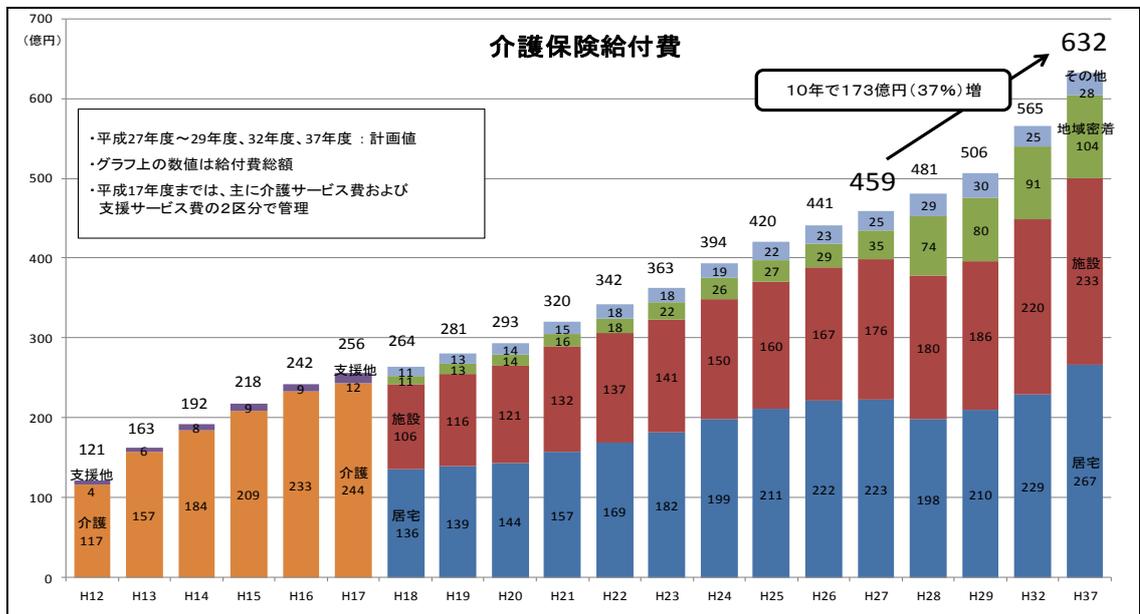
➡ 15年間で3.8倍となっており、今後も増加する見込みです

平成27年度の介護保険給付費は459億円となっており、制度が始まってから15年間で約3.8倍になっています。今後の高齢者人口の見込みなどから推計すると平成37年度には、現在より173億円増加して632億円となる見込みです。それに伴い、区民の皆さんが負担する介護保険料も増加していきます。

区では、将来、税収減などが見込まれる中で、介護サービスにかかる費用の増加に対して、抜本的な対策を図る必要があると考えています。

介護保険給付費は約459億円（平成27年度）で、10年後には1.4倍の約632億円に増加する見込みです

介護保険給付費の実績と推計



(4) 区独自の高齢者向けサービスの財政支出はどうなっていますか？

➡ このままサービスを続けると10年間で45%増加します

現在の制度をそのまま続ける場合、介護保険給付費以外の高齢者向け福祉サービス（「いきいき健康券」等の給付的事業等）の費用は、今後10年間で約1億5,000万円（約45%）増加することが見込まれます。

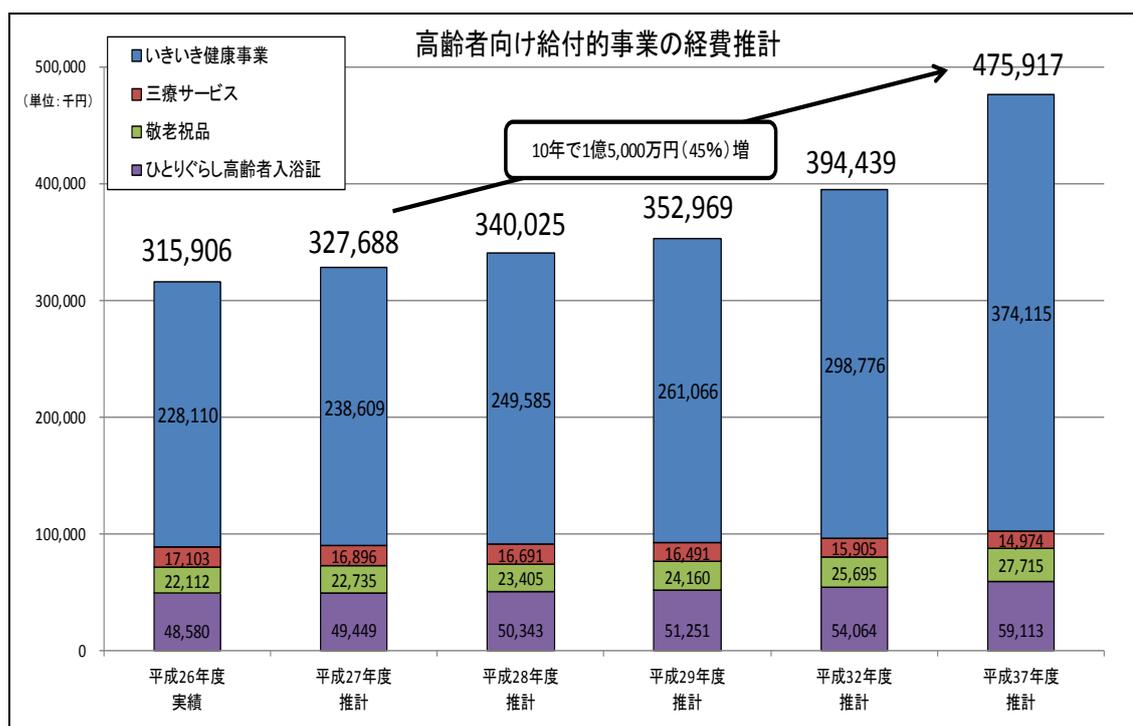
【区が考える改革のあり方】

区では、「いきいき健康券」を始めとした一律的な給付事業や高齢者向けサービスについて、介護予防への効果や受益者負担による公平性の確保などについて点検しながら、より介護予防などに資する事業としていくことを検討したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

高齢者向け給付的事業の経費は、今後10年で約1億5,000万円増加する見込みです

高齢者向け給付的事業の経費推計



(5) 区の病床数は他の自治体と比べて少ないと聞きましたが…？

⇒ 人口 10 万人あたりで 23 区平均の 3 分の 1 程度です

急性期から在宅まで切れ目のない医療・介護を提供するため、病院や診療所、介護施設などとの連携が不可欠です。

そのためにも、区内に一定の病床を確保することが必要ですが、病床数は、区西北部二次保健医療圏（豊島区、北区、板橋区、練馬区の 4 区で構成）全体で決められていて、練馬区の判断で病床を増やすことはできない仕組みになっています。現在、区の一般・療養の病床数は、人口 10 万人あたりで 23 区平均の 3 分の 1 に留まっていて、病床の確保は喫緊の課題です。

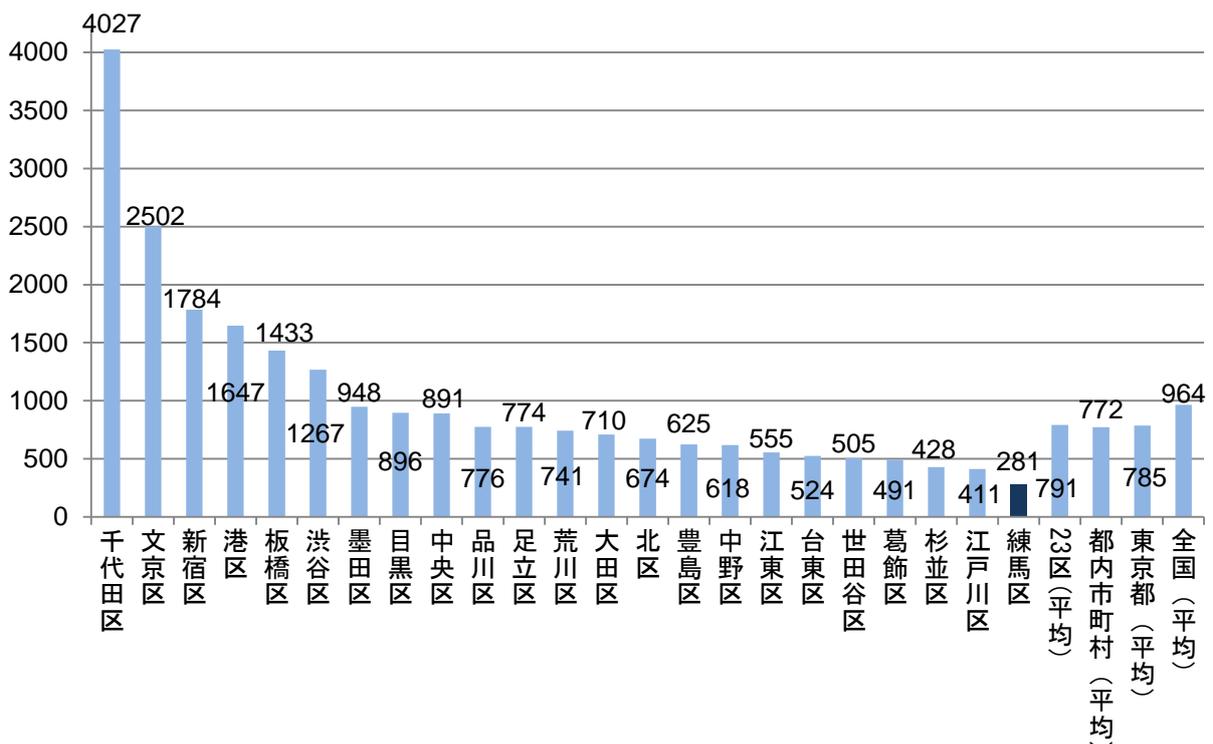
【区が考える改革のあり方】

区では、地域包括ケアシステムの確立に向けて、医師会等とともに在宅療養ネットワークを構築します。また、そのための環境整備として、引き続き病床の確保に取り組む考えです。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

人口 10 万人あたりの病床数は、23 区中最も少なく、23 区平均の 3 分の 1 となっています

人口 10 万人あたり一般・療養病床数



(6) 高齢者の「ひとり暮らし」が増えていると聞きましたが…？

⇒ 「ひとり暮らし高齢者」がこの10年間で1.6倍となっており、今後も増加する見込みです

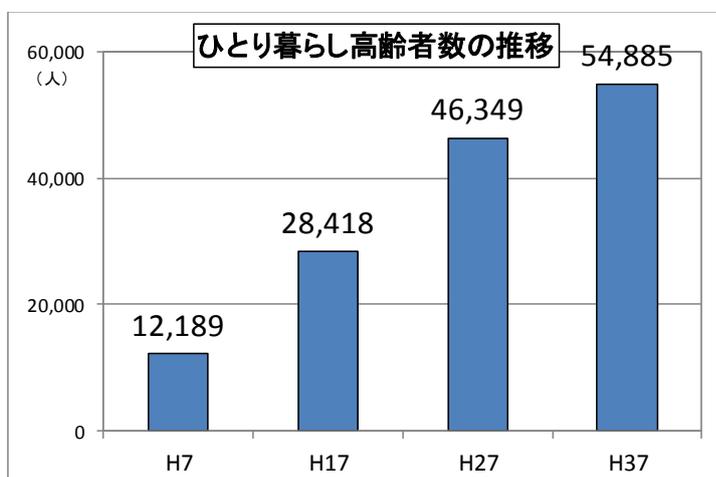
「ひとり暮らし高齢者」は、直近10年間で28,000人から46,000人に増加しています。核家族化の進行や、未婚率の上昇等を背景に、今後も増加が見込まれており、将来的には高齢者の半数近くがひとり暮らしとなる可能性があります。ひとり暮らし高齢者は、生活支援の必要性も増えることから、要介護認定率が非常に高くなっています。

【区が考える改革のあり方】

区では、ひとり暮らし高齢者が地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、地域全体での見守りや支え合いを可能とする体制づくりを検討していきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

ひとり暮らし高齢者は20年前に比べて約4倍に増加し、今後も増える見込みです
複数世帯と比べて、ひとり暮らし高齢者の要介護認定率は高くなっています



【平成27年3月末の要介護認定状況】

	要介護認定率	要介護認定者数
高齢者全体	19.4%	29,500人
うち、ひとり暮らし	31.2%	14,500人
うち、複数世帯	14.2%	2,200人
前期高齢者全体	5.0%	3,800人
うち、ひとり暮らし	9.2%	1,700人
うち、複数世帯	3.7%	2,200人
後期高齢者全体	33.8%	25,700人
うち、ひとり暮らし	45.4%	12,800人
うち、複数世帯	27.0%	12,900人

3 都市基盤の整備と維持

練馬区の都市基盤には、様々な課題があります。

- 区北西部には、鉄道駅から1 km以上離れた鉄道空白地域が存在しています。
- 区内の都市計画道路の整備率は約50%で、23区平均の約64%を大きく下回り、特に西部地域の整備率は約30%と低い状況です。
- 練馬区の緑被率は、約25%と、23区で最も高くなっています。農地は、東京23区内の約4割を有しています。しかし、練馬区のみどりのうち、8割弱が農地や宅地などの私有地のみどりで、減少が懸念されます。
- 現在、練馬区には道路（区道延長約1千km）・橋梁（125橋）や区立の都市公園（433箇所 面積約90ha）等の多くのインフラ施設があります。これらの施設は、適切な維持管理や更新が必要です。

区民が将来にわたって、安全・快適で都市の利便性と良好な環境が両立した生活を送れるようにするため、区は次のような取組が必要と考えています。

- ① 都営地下鉄大江戸線の延伸に向けて事業予定者である東京都との協議などを積極的に進め、早期延伸の実現をめざします。
- ② 都市計画道路の整備をさらに進めます。道路が都市生活を支える良質な空間となるように整備していきます。
- ③ 公園や緑地を整備し、それを結ぶ河川、道路などでもみどりを創出することで、みどりのネットワークを形成します。
- ④ 都市農地の保全に向け、法制度の見直しなど国への働きかけや、都市計画制度を利用した農地や屋敷林の保全・活用を図ります。
- ⑤ インフラ施設を予防保全的な管理へ転換し、施設の長寿命化を図るとともに、点検・維持管理方法など、工夫、見直しを行います。

(1) 区内の鉄道交通はどのような状況ですか？

➡ 都心部へのアクセスが向上しましたが、区北西部に鉄道空白地域があります

区内には、西武池袋線や東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、都営地下鉄大江戸線などが運行し、都心部へアクセスしやすくなっています。

しかし、区北西部には、鉄道駅から1 km以上離れていて、鉄道利便性が十分でない地域が存在しています(図1)。こうした鉄道空白地域は、23区内にはごくわずかです。

区内すべての地域で、鉄道利便性の確保が必要です。そのためには、都営地下鉄大江戸線を大泉学園町まで延伸することが不可欠です。

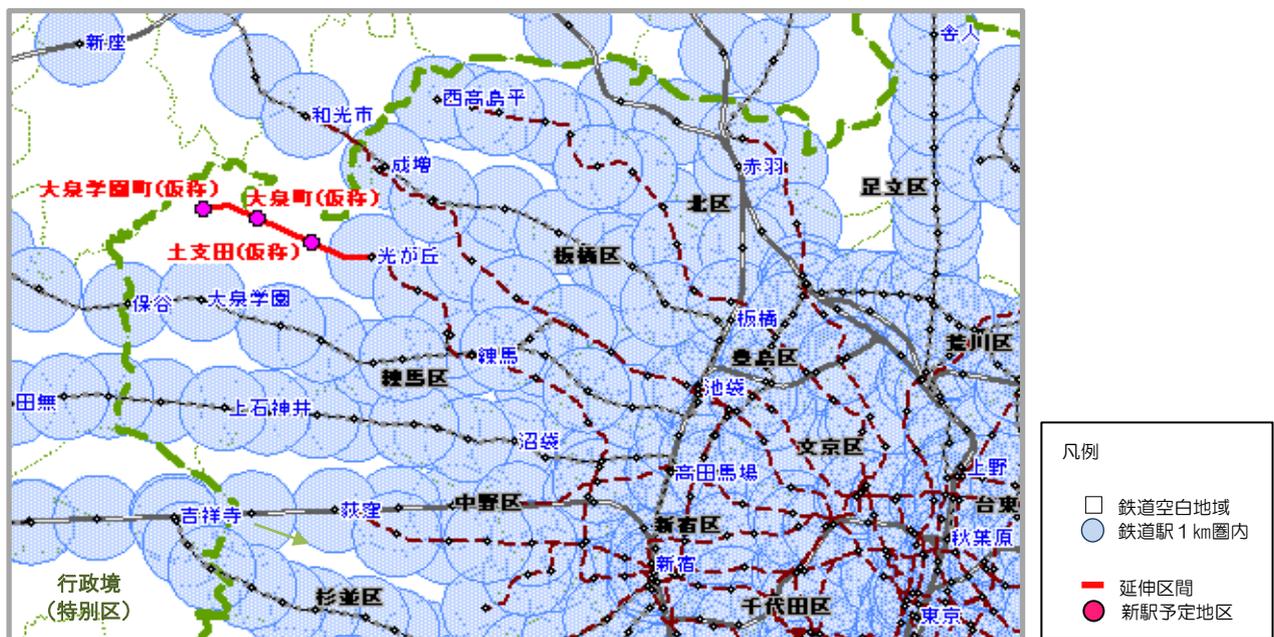
【区が考える改革のあり方】

都営地下鉄大江戸線の早期延伸をめざし、事業予定者である東京都との協議を進めます。また、延伸実現のためには、区も積極的に役割を果たすことが必要です。大江戸線延伸推進基金を活用し、応分の負担をしていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

区北西部に鉄道駅から1 km以上離れた鉄道空白地域が存在しています。このような空白地域は23区内ではごくわずかです

図1 大江戸線の延伸区間と鉄道空白地域



(2) 今後も道路整備は必要なのですか？

➡ 区の道路整備率は低く、特に西部地域は3割に留まっています

区内の都市計画道路の整備率は50.3%^{*1}であり、23区平均の64.2%^{*2}を大きく下回っています。特に西部地域の整備率は30.1%^{*1}と低く、主に南北方向の道路整備の遅れが目立っていることなどから(図2)、主要道路の通行車両が幅員の狭い生活道路へと流入し、交通事故が生じている(図3)、震災時等における避難路の確保や円滑な消防活動が困難であるなどの問題があります(図2)。これらのことから、主に整備の遅れている西部地域の都市計画道路やこれらとネットワークを形成する道路の整備が必要です。

事業中路線の整備を着実に進め、5年後に23区の整備率平均の約6割をめざします。また、未整備道路の整備を進め、10年後には完成と事業中の路線を含めて整備率約8割としていきます。

(^{*1} 平成27年3月31日現在、 ^{*2} 平成26年3月31日現在)

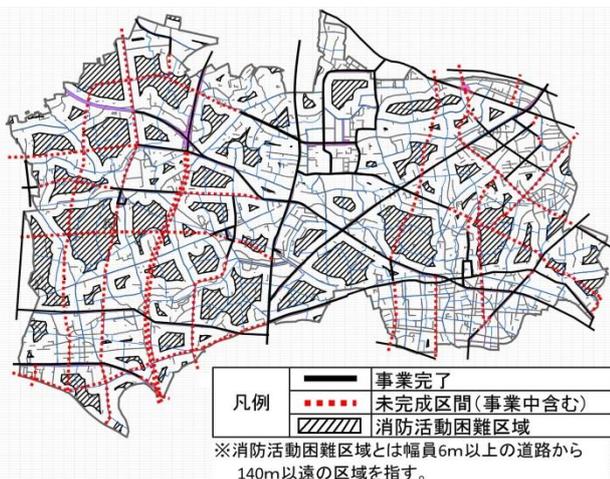
【区が考える改革のあり方】

整備に際しては、単に自動車交通としての道路整備ではなく、道路が都市生活を支える良質な空間となるよう、自転車レーン、街路樹などの整備や、無電柱化を進めていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

未完成区間の道路整備が進むと、消防活動が困難な区域が少なくなります

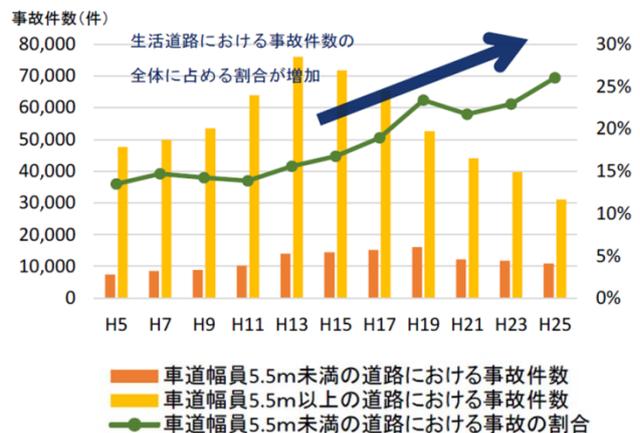
図2 区内における都市計画道路の整備状況および消防活動困難区域



※都市計画道路の整備状況は、平成27年3月31日時点
 ※消防活動困難区域は平成21年3月時点であり、今後更新予定

全体の事故件数は減っていますが、狭い道路での事故件数は横ばいです

図3 都内における事故発生件数の割合



(出典) 都市計画道路の整備方針中間のまとめ(平成27年5月)

(3) 練馬区はみどりが豊かですが、今後もみどりを守れるのでしょうか？

➡ 8割が農地や宅地など民有地のみどりで、減少が懸念されます

区の緑被率は、25.4%と、23区で最も高く(図4)、みどりの豊かさと大都市の利便性を合わせて享受できることが区の特徴となっています。とりわけ、農地は、東京23区内の約4割を有しており(図5)、その多面的な機能を有効に保全・活用することが期待されています(図6)。

しかし、練馬区のみどりのうち、8割弱を農地や宅地などの民有地のみどりが占めており(図7)、今後も減少していくことが懸念されます(図8)。

今後、みどりの確保・創出に向けて区民の皆さんとの協働など様々に工夫することにより、みどりのネットワークの形成を進めていきます。また、都市農地に関する法制度の見直しや、区が農地を買い取る場合の財政支援策を国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けた取組を推進します。

【区が考える改革のあり方】

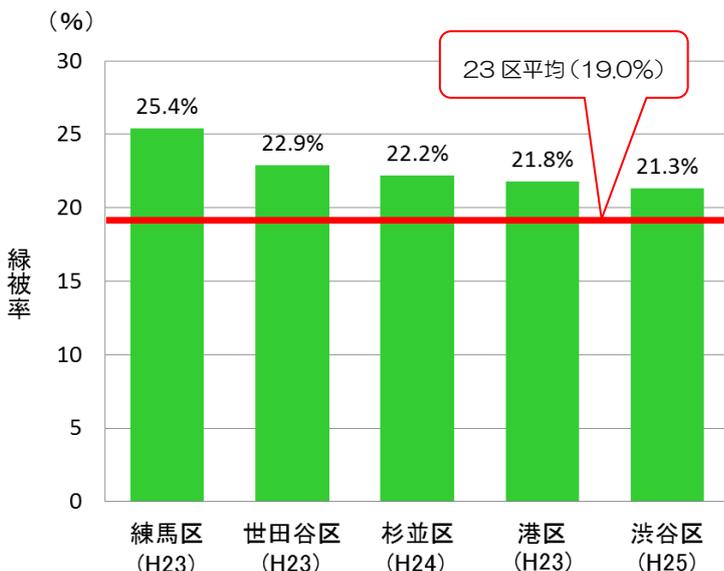
みどりの拠点となる公園や緑地、拠点間を結ぶ河川、道路などの公共施設を、みどりを享受する空間と捉え、公園・緑地整備、河川改修、道路整備を進めます。

また、都市計画制度を利用して農地や屋敷林を保全しつつ、都市農地の多面的機能の活用を図っていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

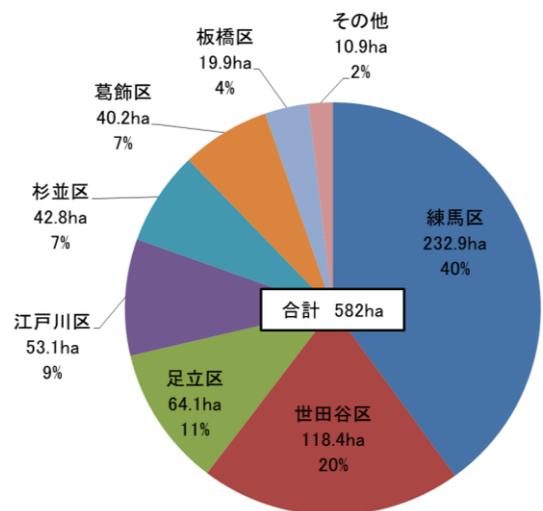
練馬区の緑被率、農地面積とも、23区で一番です

図4 23区 上位5位の緑被率



※緑被率は各区のホームページやみどりに関する報告書より引用
 ※区名下の()内の数値は調査年度

図5 区部の農地面積構成比



(平成25年度)

都市農地は、景観、防災、環境保全など
さまざまな機能をもっています

練馬区のみどりの8割弱が民有地のみどりで

図6 都市農地の持つ多面的機能

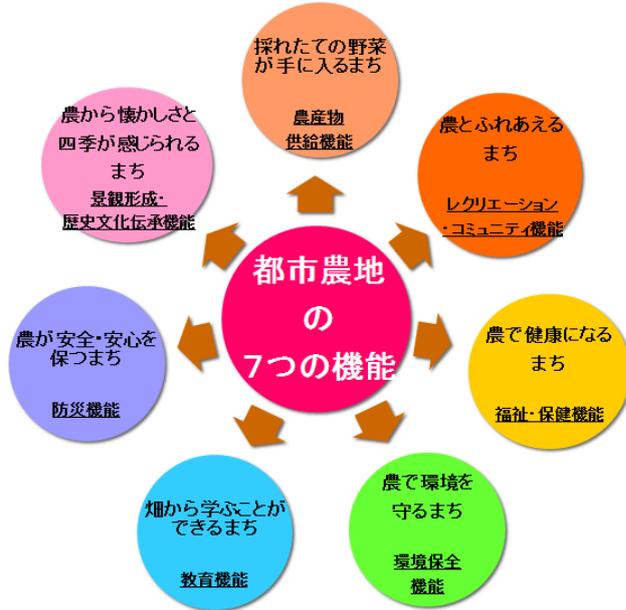
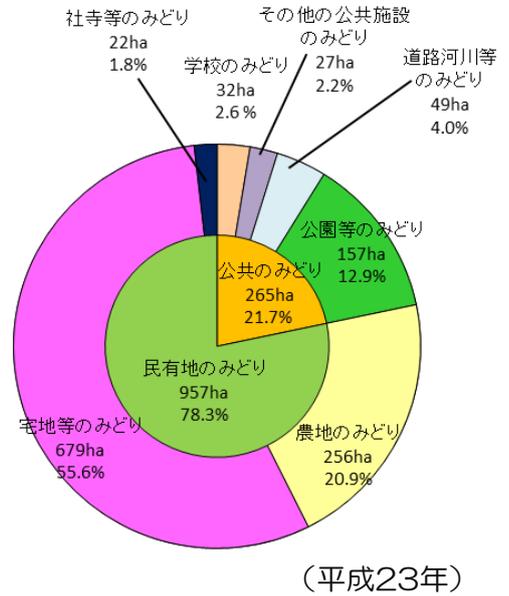
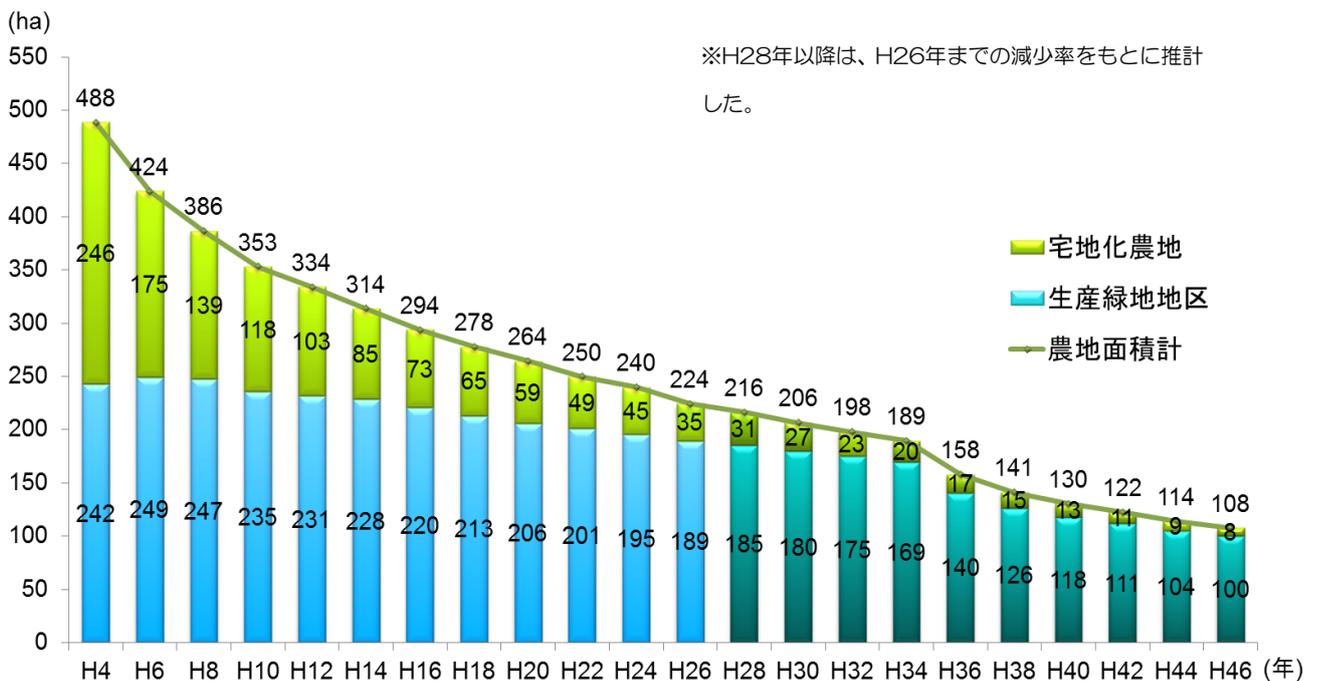


図7 所有別・土地利用別緑被地の内訳



練馬区の農地面積は減少が続いており、今後さらに減少すると推計されます

図8 練馬区農地面積の実績・推計



(4) 道路や公園などのインフラ施設を維持管理していくには、どのくらいの経費がかかりますか？

➡ 年間の維持管理費は約40.5億円です。一方、年間約29.9億円の収入があります

現在、練馬区には道路（特別区道延長約1,047km*）・橋梁（125橋*）や区立の都市公園（433箇所 面積約90ha*）等のインフラ施設があり、年間約40.5億円の費用で維持管理しています(図9)。（* 平成26年4月1日現在）

また、これらのインフラ施設の使用料等（道路占用料など）として、年間約29.9億円の収入があります(図9)。

道路や公園は、今後も着実に整備していく必要がありますが、整備が進めば維持管理費用が増大します。また、安全に利用していただくためには、適切な維持補修が必要です。道路や公園の管理面積増を考慮して今後30年間の維持管理費を試算すると、約1,373.3億円必要となります(図10)。

さらに、橋梁をはじめ、高度経済成長期に整備されたインフラ施設が多く、これらの更新時期が集中し、多額の費用が発生すると想定されます(図11)。

【区が考える改革のあり方】

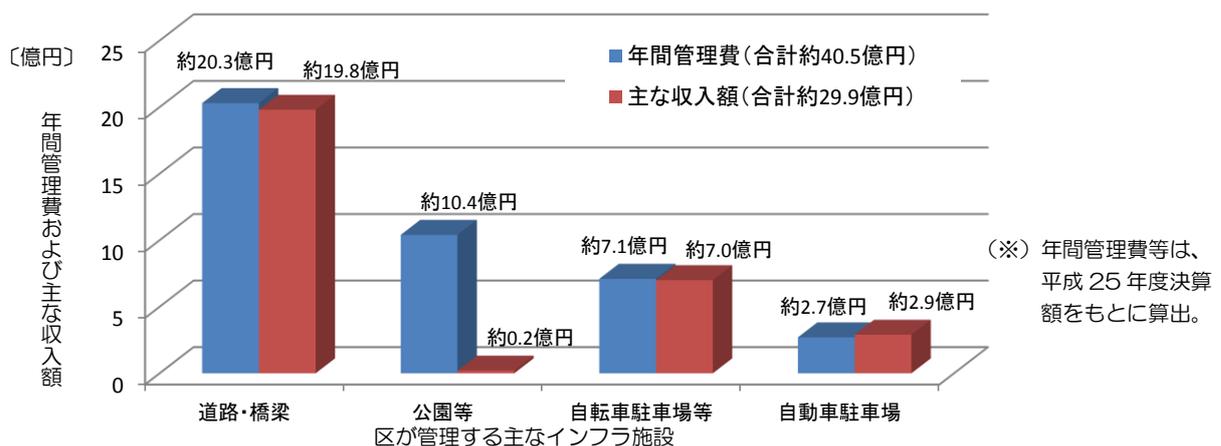
今後、施設の急速な老朽化に対し、橋梁などの土木構造物については、損傷が顕在化してから補修等を行う事後保全的な管理から、計画的かつ予防保全的な管理へ転換し、施設の長寿命化を図るとともに、管理費を圧縮していきます。

また、その他の膨大なインフラ施設については、施設の有効利用、管理水準のあり方などの検討や、区民の皆さんとの協働の視点を踏まえた点検・維持管理方法など、工夫、見直しを行いたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

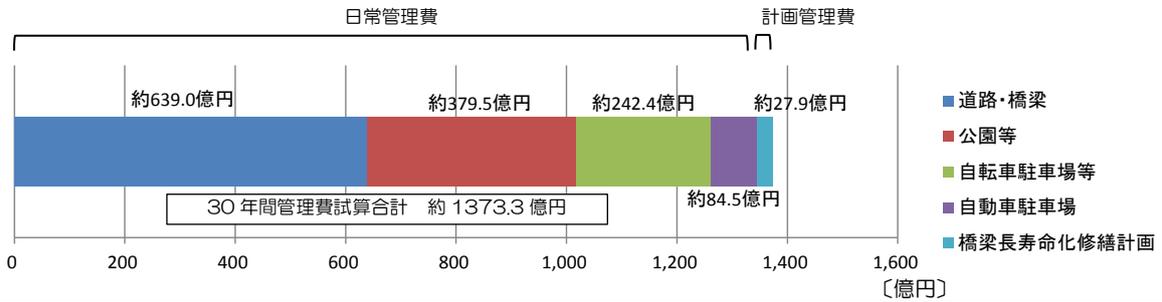
インフラ施設の年間管理費は約 40.5 億円です

図9 インフラ施設の維持に要する年間管理費および主な収入額



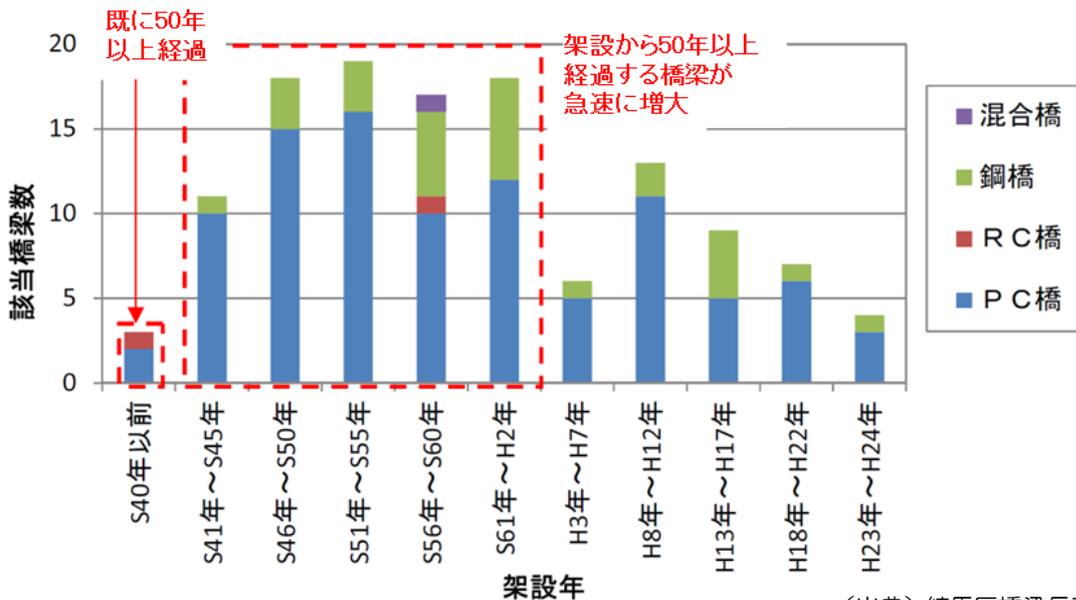
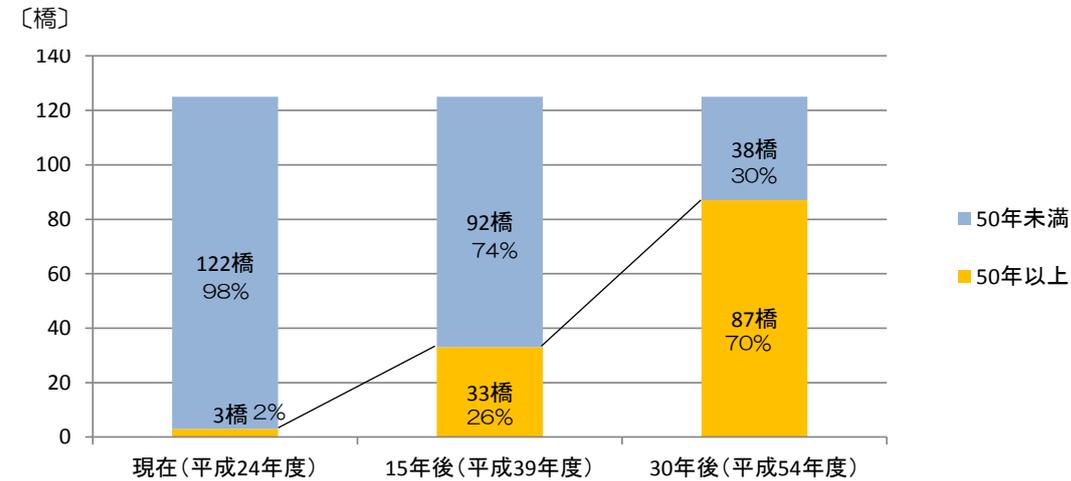
今後 30 年間に維持管理等に要する費用(試算)は約 1,373 億円にのぼります

図10 インフラ施設の維持管理等に要する費用試算（今後30年間）



今後 30 年で架設から 50 年以上経過する橋梁が大きく増加します

図11 橋梁の架設年度の推移



(出典) 練馬区橋梁長寿命化修繕計画 (平成 25 年 7 月)

4 公共施設の維持・更新

○練馬区には約 680 の施設があり、その総延床面積は約 119 万㎡にのぼりますが、このうち約 5 割は小中学校です。これらの施設は老朽化が進み、改修や改築が必要になりつつあります。

○平成 26 年度の 1 年間に区立施設の維持運営にかかった経費は約 489 億円でした。また、今後、30 年間に必要な改修・改築費用を試算したところ、総額約 6,450 億円、1 年平均で約 215 億円となりました。維持運営と改修・改築のコストを合わせ、年間約 704 億円必要と見込まれます。これは、平成 26 年度の区税収入 629 億円を上回る額で、現状のまま、区立施設を維持していくことは極めて困難な状況です。

○そこで、区立施設のあり方を見直し、施設の統合・再編、複合化・多機能化、民営化など具体的に考えられる対策を取っていく必要があります。

見直しにあたっては、次のような視点で検討していきたいと考えています。

- ① 施設の役割や行っているサービスは、今後も区民の皆さんにとって必要か。ニーズに合わなくなっているもの、必要性が低くなっているサービスや、役割を転換していく必要がある施設があるのではないか。
- ② 引き続き区立施設として維持することが必要かどうか。
- ③ 維持運営コスト、改修・改築コストを低減させる工夫はないか。
- ④ 施設を利用する方に、より適切にコストを負担していただくよう、使用料のあり方を見直す必要があるのではないか。

(1) 区の施設はどのくらいの数がありますか？建築後どのくらい経っているのでしょうか？

➡ 区には約 680 の施設があり、築 30 年以上経っているものが約 66%に達しています

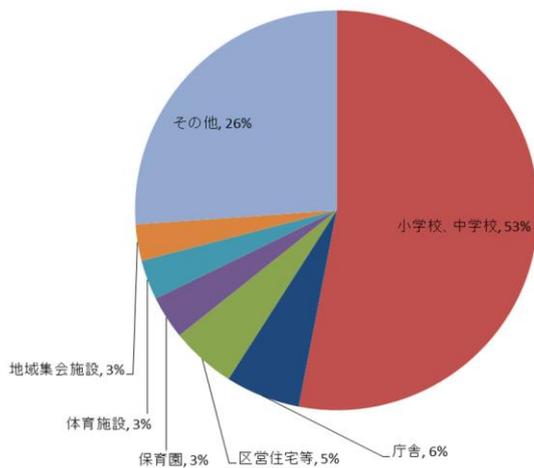
区では人口の急増に対応するため、高度経済成長期に多くの小中学校や区立施設を建設してきました。その後も区民サービスを充実するために各種の施設を整備し、現在では約 680 の施設を管理しています。

これらの施設の総延床面積は約 119 万㎡にのぼりますが、そのうち約 5 割は小中学校が占めています。

この中で、築 30 年以上の施設の割合は約 66%に達しています。築年数が長いものほど学校施設の割合が高く、今後、老朽化の進行が大きな課題になります。

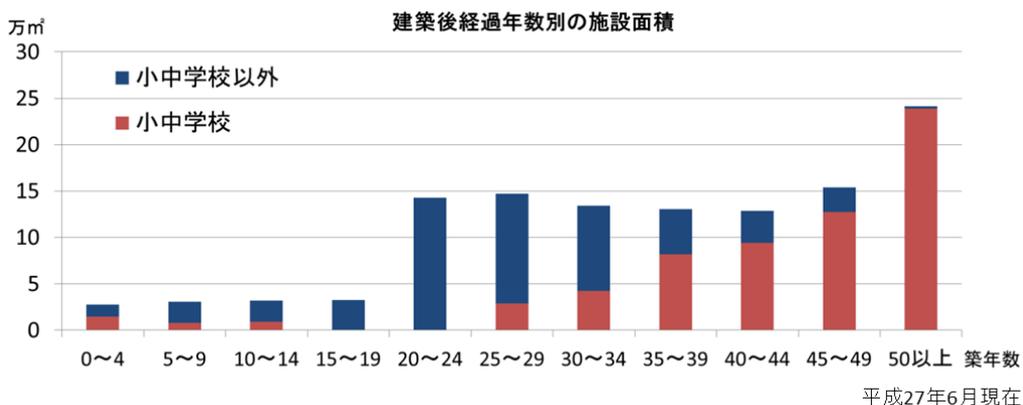
約 680 の区立施設があり、その総延床面積のうち約 5 割は小中学校です

施設種別	施設数	総延べ床面積(㎡)
小学校、中学校	99	639,699
庁舎(練馬庁舎、石神井庁舎等)	7	72,263
区営住宅・密集事業用住宅	22	63,005
保育園	60	42,005
体育施設(体育館・運動場等)	20	38,765
地域集会施設(地区区民館・地域集会所)	49	35,407
自転車駐車場、タウンサイクル等	32	33,864
少年自然の家	4	23,838
図書館(受取窓口、分室含む)	15	20,282
文化施設(美術館、文化センター等)	6	22,502
練馬光が丘病院	1	17,489
介護保険施設(民営化特別養護老人ホーム含む)	8	14,669
障害者福祉施設(福祉園・福祉作業所)	12	12,614
産業振興、勤労者福祉等施設	4	10,394
学童クラブ	95	9,117
児童館	17	9,244
保健相談所	6	8,671
生涯学習施設、区民ホール	4	7,755
高齢者センター・敬老館	15	7,622
区民事務所※・出張所	15	6,511
その他施設(公園内建築物、防災備蓄倉庫等)	191	91,954
施設合計	682	1,187,668



※ 区民事務所6か所のうち、練馬庁舎、石神井庁舎内にある2か所は除く。
※ 平成27年8月3日現在の暫定的な集計。

老朽化が進み、特に築年数の長いものほど学校の割合が高くなっています



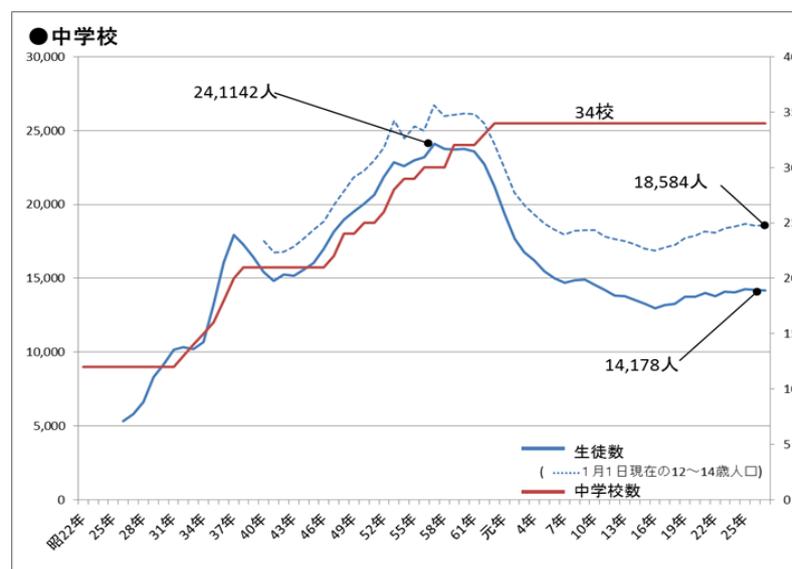
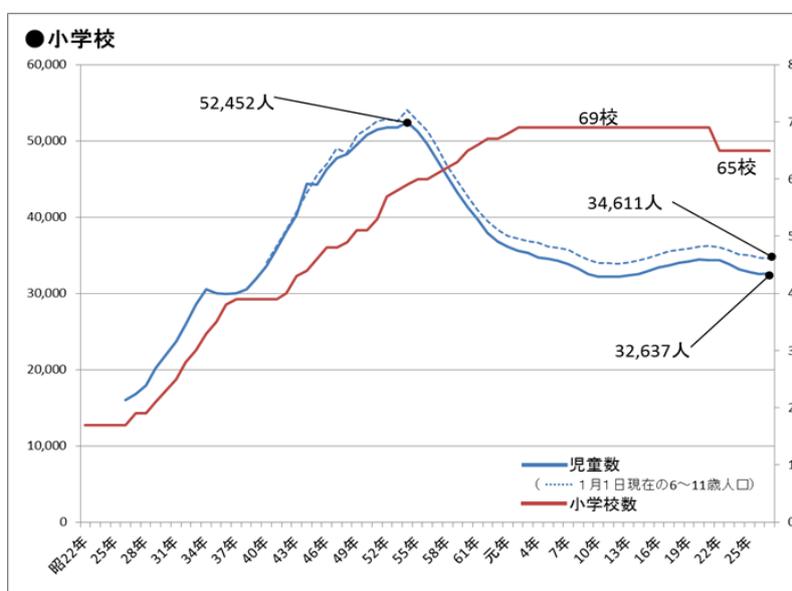
(2) 子どもの数の減少に伴って、学校数も減っているのですか？

➡ 児童数の減少に伴い、小学校は 69 校から 65 校に減少していますが、中学校は 34 校のままとなっています

小学校児童数は昭和 54 年、中学校生徒数は昭和 57 年をそれぞれピークとし、その後は減少に転じています。現在の児童・生徒数はピーク時の約 6 割程度となっています。

一方で学校数は、平成 22 年度に光が丘地域の小学校 8 校を 4 校に統合・再編したことに伴い、小学校は 69 校から 65 校に減少しましたが、中学校は 34 校を維持しています。児童・生徒数の減少によって「過小規模」に分類される小学校が 6 校、中学校が 12 校となっており、教育環境の観点からも、統合・再編の検討が望ましい状況にあります。

児童生徒数はピーク時の約 6 割に減少しています。学校数は 103 校から 99 校に



平成27年5月1日現在

(3) 施設の維持運営・更新にはどのくらいの費用が必要なのですか？

① 年間のランニングコストはいくらぐらいですか？

➡ 年間で、約 489 億円かかっています

施設の運営には、光熱水費・清掃等の維持管理費、講座開催や相談事業等にかかる事務事業費、施設の維持運営に携わる職員の人件費などの経常的経費（ランニングコスト）が必要となります。

現在の施設を一年間運営するためには、約 489 億円のランニングコストがかかっています（平成 26 年度主要施設経費一覧より算出）。

平成 26 年度の区立施設の維持管理費は年間約 489 億円でした

施設	経費(百万円)
練馬庁舎、石神井庁舎、中村北分館	3,104
区民事務所・出張所	1,175
地域集会施設	1,205
障害者福祉施設	2,527
高齢者センター・敬老館	293
保健相談所	1,130
児童館	822
学童クラブ	2,091
保育園	14,491
区営住宅	269
少年自然の家	633
スポーツ施設(運動場、体育館等)	1,321
図書館	2,299
小学校	6,677
中学校	3,158
幼稚園	289
その他施設(美術館、清掃事務所等)	7,449
合計	48,933

※小学校・中学校の職員人件費には、教員の人件費は
含まれません(東京都費より支出)

② 改修・改築にかかる費用はいくらぐらいですか？

➡ 過去 10 年間では、1 年あたり約 46 億円でしたが、今後、30 年間の推計では、1 年あたり約 215 億円になります

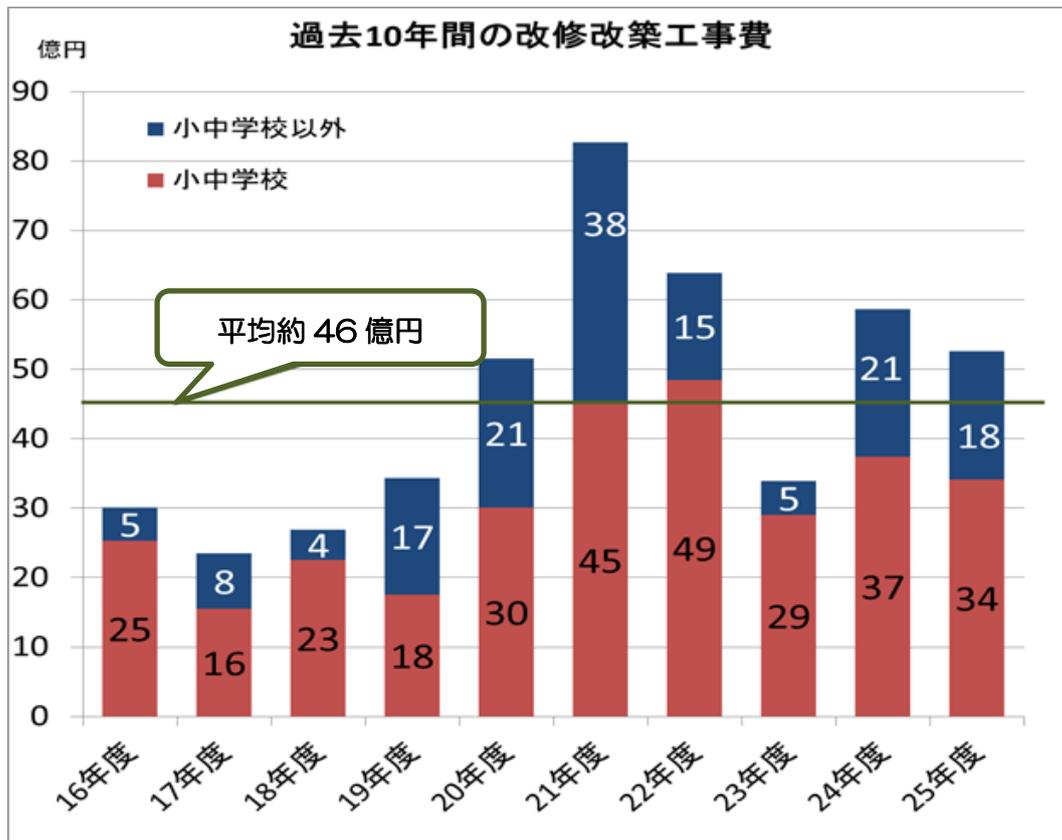
施設の機能を良好な状態に保つためには、計画的な維持保全や改修・改築が必要であり、区財政にとって大きな負担となっています。

(ア) 過去 10 年間の改修・改築の実績

平成 16 年度から 25 年度の 10 年間に実施した改修・改築の工事費は約 458 億円で、1 年あたりの平均では約 46 億円の支出でした。

過去 10 年に実施した改修・改築経費は約 458 億円でした

	改 修	改 築	合 計	
学校以外の施設	約 126 億円	約 27 億円	約 458 億円	(1 年あたり) 約 46 億円
学 校	約 227 億円	約 78 億円		



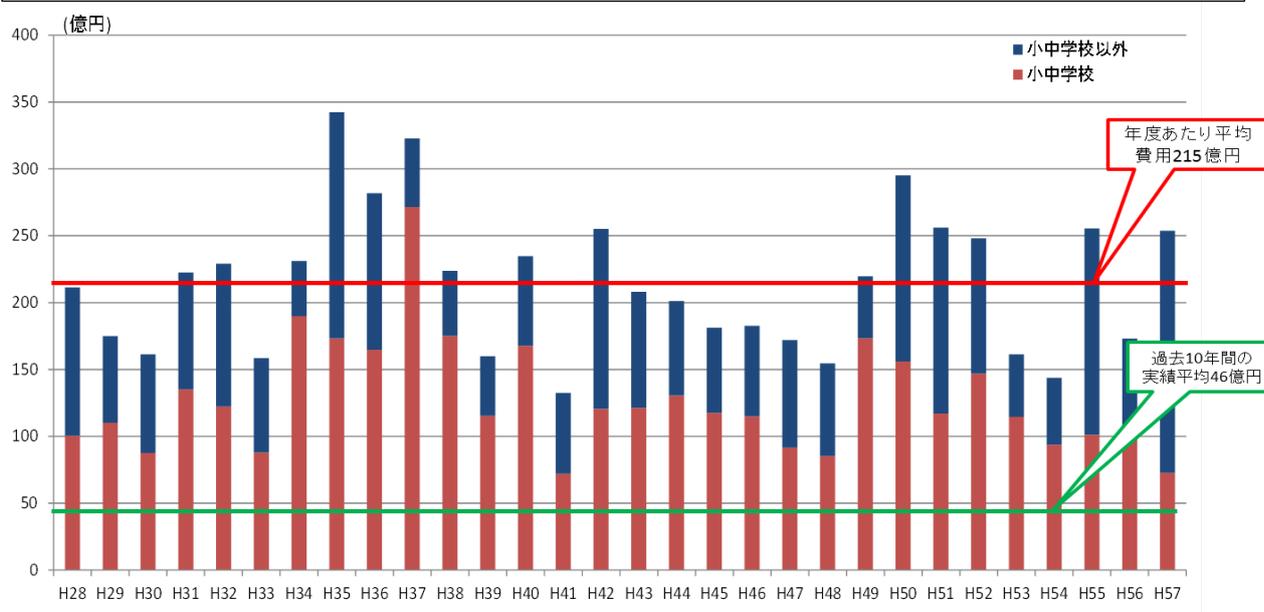
● 主な改修・改築の工事費

- ・ 上石神井出張所の改修・・・約 3 億円 (248 千円/㎡)
- ・ 桜台地区区民館の改修・・・約 6 億円 (378 千円/㎡)
- ・ 南大泉図書館の改修・・・約 1.5 億円 (104 千円/㎡)
- ・ 上石神井第二保育園の改築・・・約 5.5 億円 (400 千円/㎡)
- ・ 豊玉第二中学校の部分改築・・・約 25 億円 (354 千円/㎡)
- ・ 谷原小学校の全面改築・・・約 35 億円 (405 千円/㎡)

(イ) 今後 30 年間に必要となる改修・改築費用（試算）

現在の施設の機能・規模をそのまま維持するものとして試算すると、今後 30 年間に必要となる改修・改築費用は約 6,450 億円でした。これを年度あたり平均費用に換算すると約 215 億円となり、過去 10 年間の改修・改築実績平均の約 46 億円を大きく上回る結果となっています。

今後 30 年に必要となる経費（試算）は約 6,450 億円にのぼります

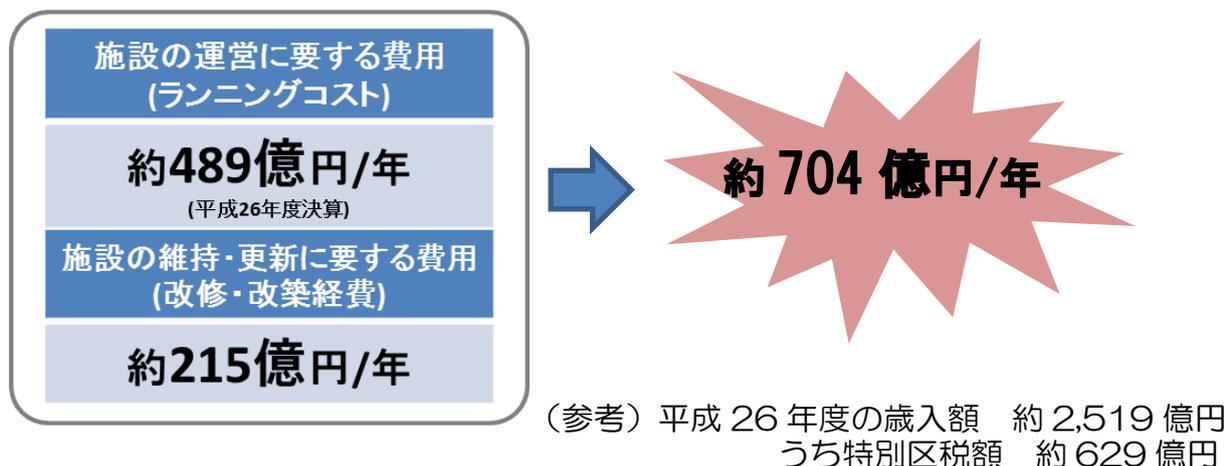


(4) 施設を現状のまま維持していくことはできるのですか？

➡ 年間で約 704 億円が必要であり、極めて困難です

ランニングコストと改修・改築費用の試算から、区立施設を現状のまま維持していくためには、年間約 704 億円の費用が必要になると考えられます。これは、仮に区税収入のすべてを施設維持に費やしたとしても賄いきれない額であり、現状のまま施設を維持していくことは極めて困難です。

年間約 704 億円必要ですが、区税収入を上回る額です。現状維持は困難です！

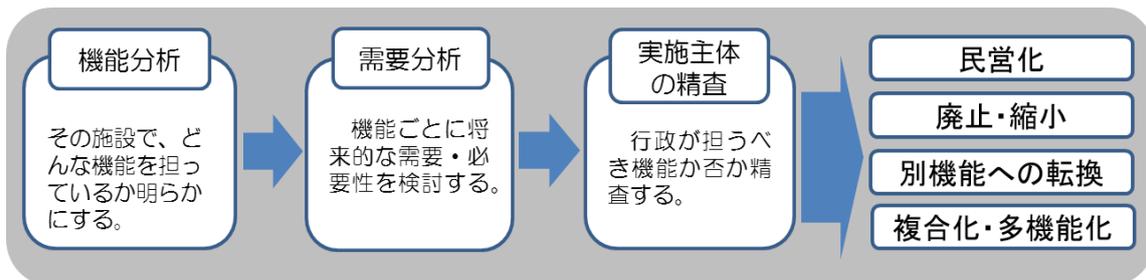


【区が考える改革のあり方】

区立施設のあり方を見直し、施設の統合・再編、複合化・多機能化、民営化など具体的に考えられる対策を取っていく必要があります。

見直しにあたっては、次のような視点で検討していきたいと考えています。

- ① 様々な区立施設がありますが、施設が建設された当時とは、人口構成や社会経済状況が変わっています。施設そのものや、施設で提供しているサービスは、今後も区民の皆さんにとって必要でしょうか。ニーズに合わなくなっていたり、必要性が低くなっているサービス、役割を転換していく必要がある施設、もっと充実すべき施設があるのではないのでしょうか。
- ② 引き続き区立施設として維持することが必要でしょうか。サービスの向上や効率化のためには、民間の施設を活用したり、民営化することも考える必要があるのではないのでしょうか。



- ③ 維持運営や改修・改築のコストを低減できる手法を工夫する必要があります。
- ④ 施設を利用する方に、より適切にコストを負担していただくよう、使用料のあり方を見直す必要があるのではないのでしょうか。（この課題の詳細については次のパートで紹介しています）

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

《施設の使用料》

○区立施設の維持運営費には多額の経費が必要です。それに対し、施設を利用する区民が負担する使用料の割合は極めて低く、大半は税金等で賄われています。

○施設の老朽化が大きな課題となるなど、社会状況が変化している中で、使用料のあり方を見直す必要があります。

○見直しにあたって、区は次のようなことを課題と考えています。

- ① 使用料を算出する原価に建物建設費を入れるべきかどうか。
- ② 多くの人が必要とする施設か、個人の希望によって選んで利用するかなど、施設の性格によって、使用料と公費の負担する割合を定めていますが、分類を見直す必要があるのではないか。
- ③ 高齢者等の減額・免除制度のあり方を見直す必要があるのではないか。

(1) 施設の維持運営費は使用料ですべて賄っているのですか？

⇒ 施設の維持運営費に対する使用料の割合は、ごくわずかです

区は、区税を区民サービスの基礎的な財源としていますが、すべてのサービスを区税で賄うことは困難です。そこで、施設の維持管理にかかる費用（コスト）については、施設使用の対価として利用者から納付される使用料により、その一部を賄っています。

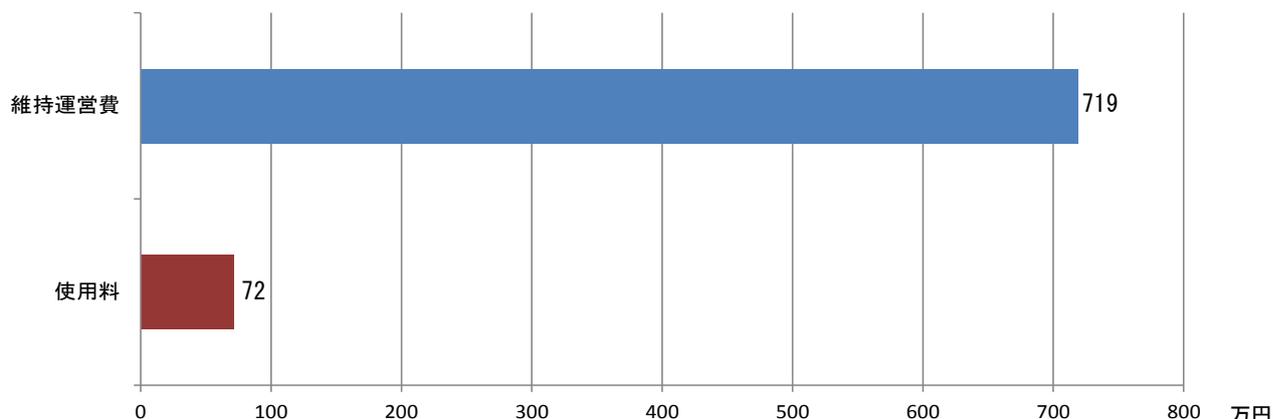
平成 26 年度の地域集会所の維持運営費に対する使用料の割合は、約 1 割にとどまり、そのほかは税金等で賄われています。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保される。これが受益者負担の考え方です。

現在の施設使用料の考え方は平成 14 年に定めたものですが、今後、施設の老朽化が大きな課題となる中で、受益と負担のあり方を改めて見直す必要があると考えています。

例えば、地域集会所の維持運営費のうち、使用料の割合は 1 割程度に留まっています

地域集会所 1 所あたりの維持運営費と使用料（平成 26 年度）



(2) 現在、使用料はどのように算定しているのですか？

⇒ 基本的な算定方法を定めています

施設の使用料は、受益者負担の考え方を踏まえて、「使用料算定の基本的方式」を定めて算定しています。

使用料は、原価をベースに施設の性質や利用者の状況を加味して算定しています

【使用料算定の基本的方式】

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{減額率}$$

(P45-(3)参照) (P46-(4)参照) (P47-(5)参照)

(3) 使用料の算定には、施設に掛かる経費を全て算入していますか？

⇒ 施設のランニングコストの一部を算入しています

施設の整備・運営に要する経費を、「公費で負担するもの」と、「受益者が負担するもの」に区分して、原価を設定しています。

〔受益者負担＝使用料算出の原価に含める経費〕

- ・維持管理費（光熱水費・清掃料・修繕費等）
- ・職員人件費（施設の維持管理・貸出業務に要する部分）

〔公費負担＝使用料算出の原価に含めない経費〕

- ・用地取得費
- ・建物建設費（減価償却費を含む）
- ・維持管理費（大規模修繕費・高額備品購入費）
- ・職員人件費（事業運営等に要する部分）

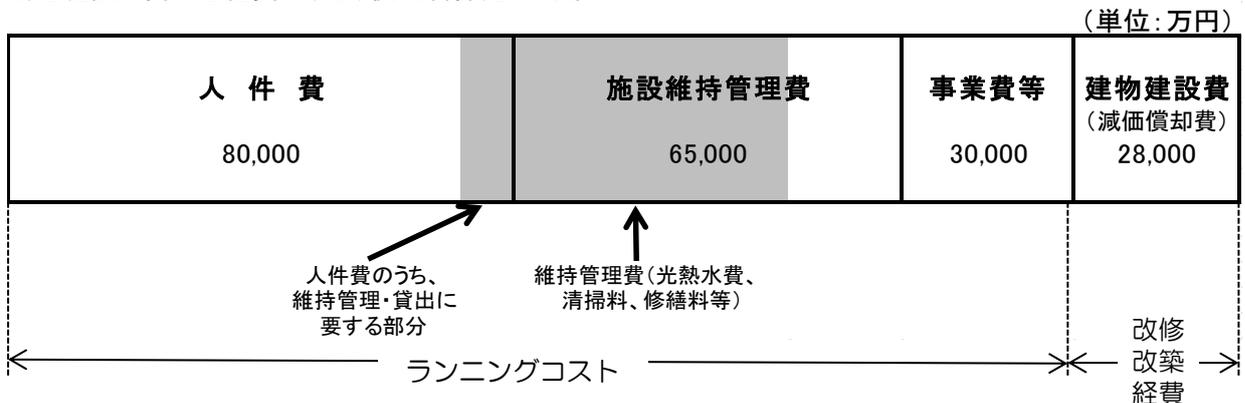
【区が考える改革のあり方】

区では、施設を維持・更新するために多額な経費が掛かる中で、これまで使用料算定の原価に含めていなかった建物建設費（減価償却費）を含めて使用料を算定するかどうか検討したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

使用料の算定には、施設のランニングコストの一部を算入しています

ある施設に掛かる経費のうち、使用料算定の対象



(4) どうして使用料の掛かる施設と掛からない施設があるのですか？

⇒ 施設によって、利用者の範囲や民間の提供状況が違うためです

区立施設で提供するサービスには、「多くの人が必要とするものか、希望する人が選んで利用するものか」、「行政しか提供しないか、民間でも提供しているか」といった違いがあります。

そこで、各施設サービスを性質別に4つに分類し、受益者と公費の負担割合を設定しています。

「市場的」・「非市場的(公共的)」…行政が提供しなくても、民間からの供給が期待できるサービスかどうかで区分

「基礎的」・「選択的」…日常生活において多くの人に必要とされるか、人によって必要性が異なるかで区分

区民農園は、従前は民間ではほとんど設置例がなかったため、「非市場的」と分類してきました。しかし、現在では民間にも同種の施設があります。

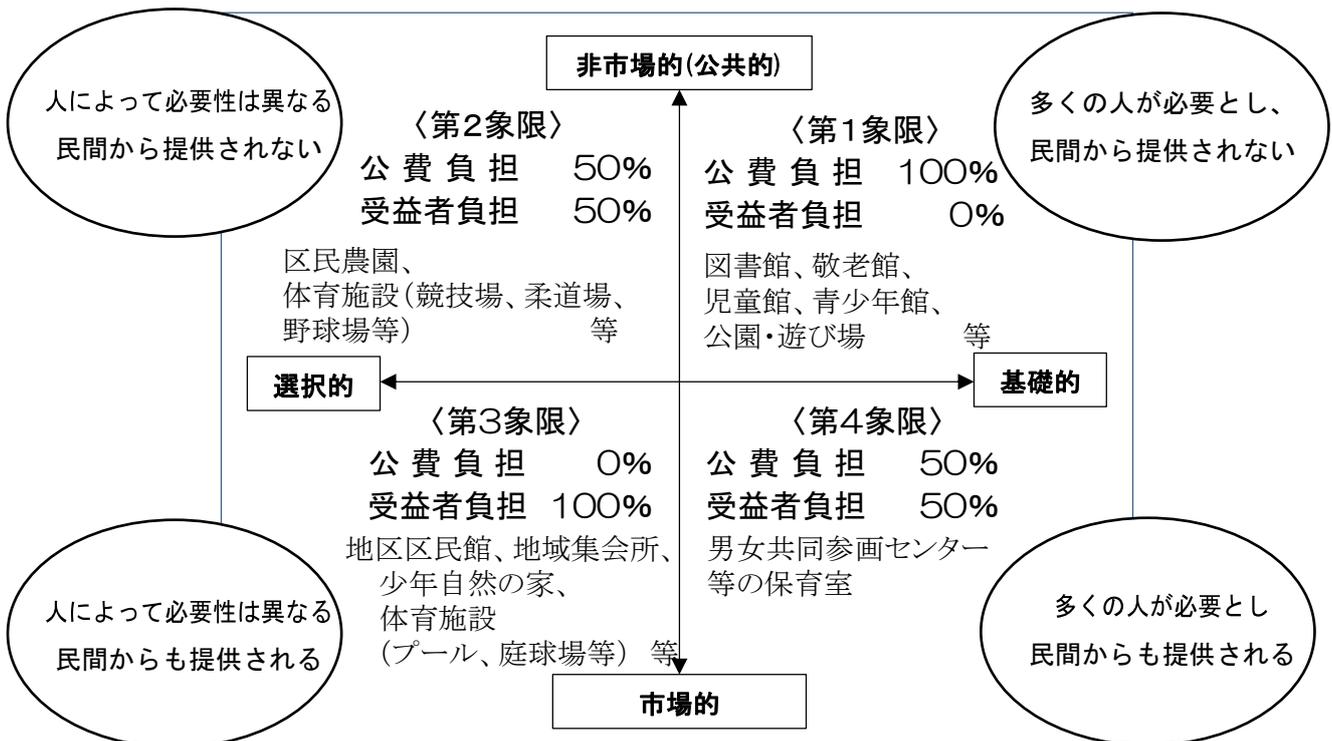
【区が考える改革のあり方】

区では、時代に即した分類に見直したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

施設によって性質が異なることから、使用料の設定も異なっています

性質別負担割合イメージ図



(5) 同じ施設では、誰が使っても同じ使用料を払うのですか？

➡ 受益者負担が原則ですが、施設の設置目的を踏まえて、利用団体や利用者の状況により減額・免除制度を設けています

施設を利用するにあたっては、利用する方に使用料を納付していただくことが原則です。ただし、高齢者・障害者の方や、各種団体活動の方については、「減額・免除制度」により、使用料を減額または免除しています。

減額・免除基準（抜粋）

	免除基準	減額基準（減額率は一律 50%）
団体	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき 構成員の半数以上が 75 歳以上の者の区内団体が利用するとき 	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき 構成員の半数以上が障害者の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が 65 歳以上の者の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が中学生以下の区内団体が利用するとき
個人	<ul style="list-style-type: none"> 75 歳以上の方が利用するとき 学齢前の幼児が利用するとき 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が利用するとき 65 歳以上 75 歳未満の方が利用するとき 小中学生が利用するとき

例えば、地区区民館では、全利用件数のうち、使用料を全額支払う通常利用の割合が5%にとどまり、そのほかの95%は減額・免除制度の適用団体でした。

また、減額・免除制度の適用により、使用料収入は、減額・免除する前の約5割となっています。

【区が考える改革のあり方】

区では、時代の変化を踏まえて、また「超」超高齢化社会を迎えるにあたって、高齢者等の減額・免除のあり方を見直したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

使用料の収納状況を見ると、本来、収納されるべき約4億円のうち、半分を超える約2.2億円が減額・免除となっています。利用件数のうち9割以上が減額・免除となっている施設も見られます

減額免除による使用料の収納状況

全額収納した額 (86百万円)	減額して収納した額 (103百万円)	減額により収納されなかった額 (103百万円)	免除により収納されなかった額 (114百万円)
--------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

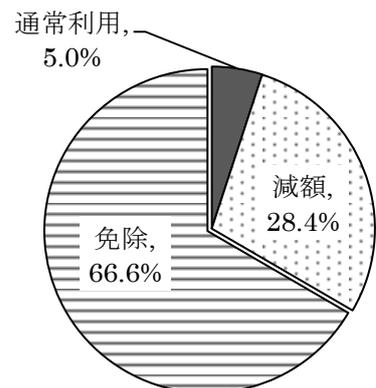
収納額 189百万円

減額免除額 217百万円

※ 次の施設の団体利用について、収納額と利用状況から、減額免除額を算出。

地域集会施設(49)、会議室等(27)、リサイクルセンター(3)、職員研修所(1)、体育館〈プールを除く〉(7)、プール(6)、庭球場(6)、運動場(6)

地区区民館の利用件数における減額・免除の割合



Ⅲ 改革を支える基盤づくり

第Ⅱ章でご説明した重要課題に取り組むために、第Ⅲ章では、『改革を支える基盤づくり』として4つの項目を取り上げています。

サービスを継続して、かつ適切に提供できるように、区の「財政基盤の強化」や「職員の育成」にどのように取り組むか、また、区民サービスを向上させるために、どのように「情報通信技術(ICT)の活用」を図っていくべきか、さらに「外郭団体の見直し」として、区とともに“公”のサービスを提供している外郭団体をどのように活用していくべきかなどについて、一緒にお考えいただきたいとします。

1 財政基盤の強化

- 平成 27 年度における練馬区の一般会計の予算総額は約 2,500 億円で、前年度より約 55 億円増加しています。予算規模は年々拡大しており、過去 6 年間で約 300 億円も増加しています。
- 予算の使い道を見ると児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対する支援である扶助費の伸びが著しい状況です。少子高齢化の進展により今後も扶助費の伸びは続くものと思われます。
- 区立施設が老朽化し、更新が集中する時期が迫っています。
- 景気の回復により特別区財政調整交付金は少しずつ増加していますが、税制改正により交付金の原資である法人住民税の一部が国税化され、交付金が大きく減少する見込みです。また、基金の残高は平成 20 年頃から少しずつ減っています。
- 区の財政状況は硬直化が進み、新たな需要に振り分ける財源が乏しい状況です。今後の財政フレームの粗い見通しでは、基金の残高は平成 38 年度には底をつき、起債残高は約 800 億円にも膨れ上がることが危惧されます。

- 将来にわたって持続可能な財政運営を行い、次世代にツケを回さないためにも歳入歳出構造の改革が必要です。
- そのために、区は特に、次の 2 点を課題と考えています。
 - ① 収入と支出の均衡を保つため、収入を増やす工夫と収入に見合った支出とするための見直しが必要です。
 - ② 基金積立額の目標や起債発行額の限度について考え方を整理し、適正な管理運営を行っていく必要があります。

(1) 練馬区の予算規模はどのくらいですか？どんなことに予算が多く使われているのですか？

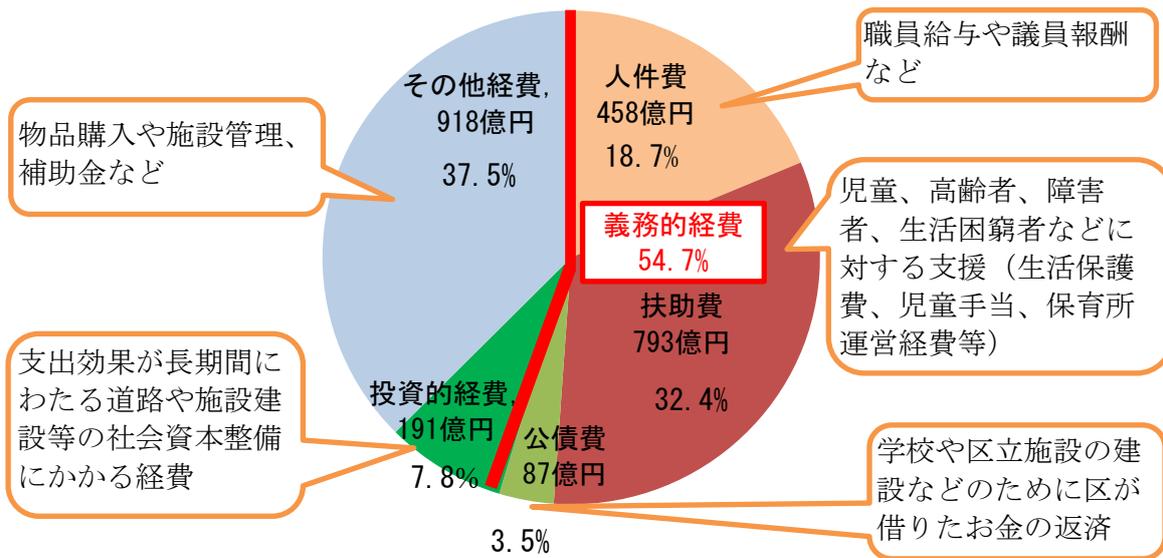
➡ 平成 27 年度の予算規模は約 2,500 億円で、福祉、保健、子ども関係の経費が全体の 5 割を占めています

平成 27 年度における練馬区の一般会計の予算総額は約 2,500 億円で、前年度より約 55 億円増加しています。予算規模は年々拡大しており、過去 6 年間で約 300 億円も増加しています。

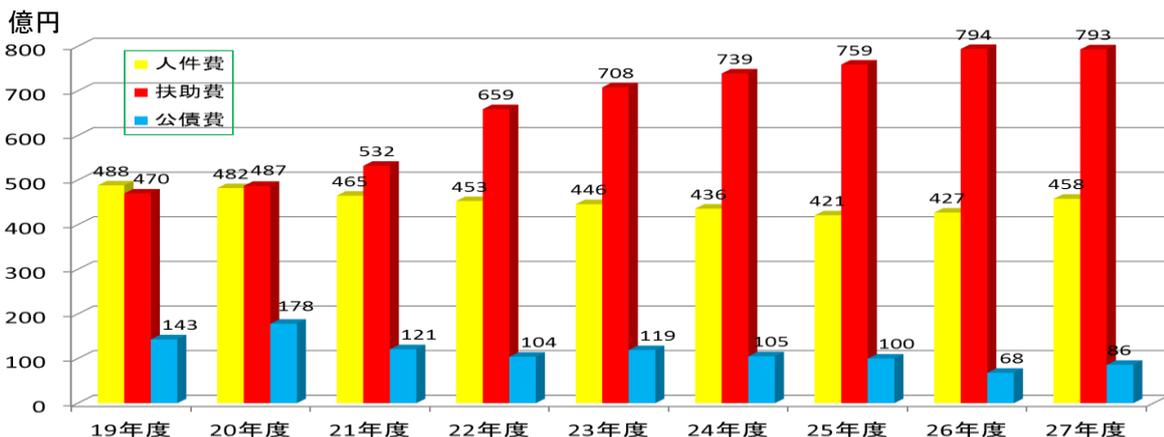
予算の使い道を目的別に見ると高齢者・障害者・生活困窮者のため、および健康づくりのための経費（保健福祉費）や保育所や児童館、児童手当などの経費（こども家庭費）で全体の 5 割を占めています。また、使い道を性質別に見ると容易に削減できない義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が全体の 5 割強を占めています。中でも扶助費の伸びが著しい状況です。少子高齢化の進展により今後も扶助費の伸びは続くものと思われます。

義務的経費が大きく増加しており、平成 27 年度は 54.7%を占めています

平成 27 年度予算 性質別の内訳



義務的経費の推移 (平成 26 年度までは決算額、平成 27 年度は予算額)



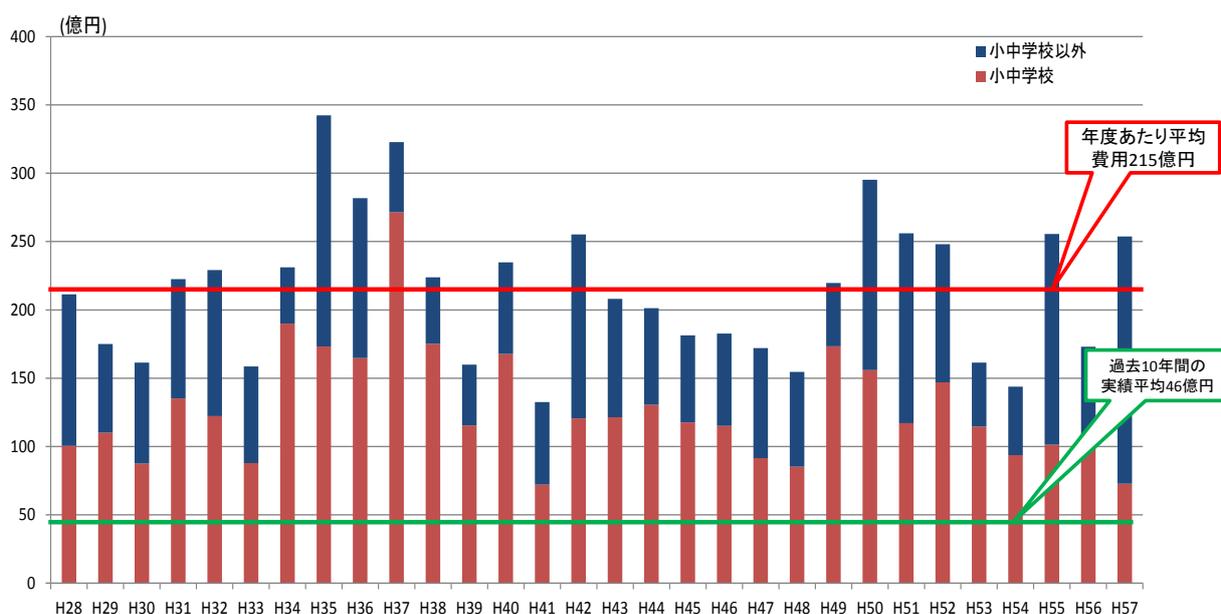
(2) 今後増えていく経費にはどのようなものが考えられますか？

➡ 児童、高齢者、障害者、生活困窮者などへの支援である扶助費や社会保障費、さらに区立施設の改修改築経費が増加の見込みです

扶助費や社会保障費のほか、今後は、学校や公共施設の改修改築に多くの経費が必要となります。これは、昭和 30～40 年代の人口急増に対応するため建設した多くの区立施設が老朽化し、更新が集中する時期が迫っているためです。これまでの推計では今後 30 年間における改修改築経費は約 6,450 億円にも上り、年平均 215 億円と算出されました。過去 10 年間の実績平均約 46 億円を大きく上回っています。

現在の区立施設をそのまま改築する場合、年度あたり約 215 億円が必要になります

現在の区立施設をそのまま維持・更新する費用



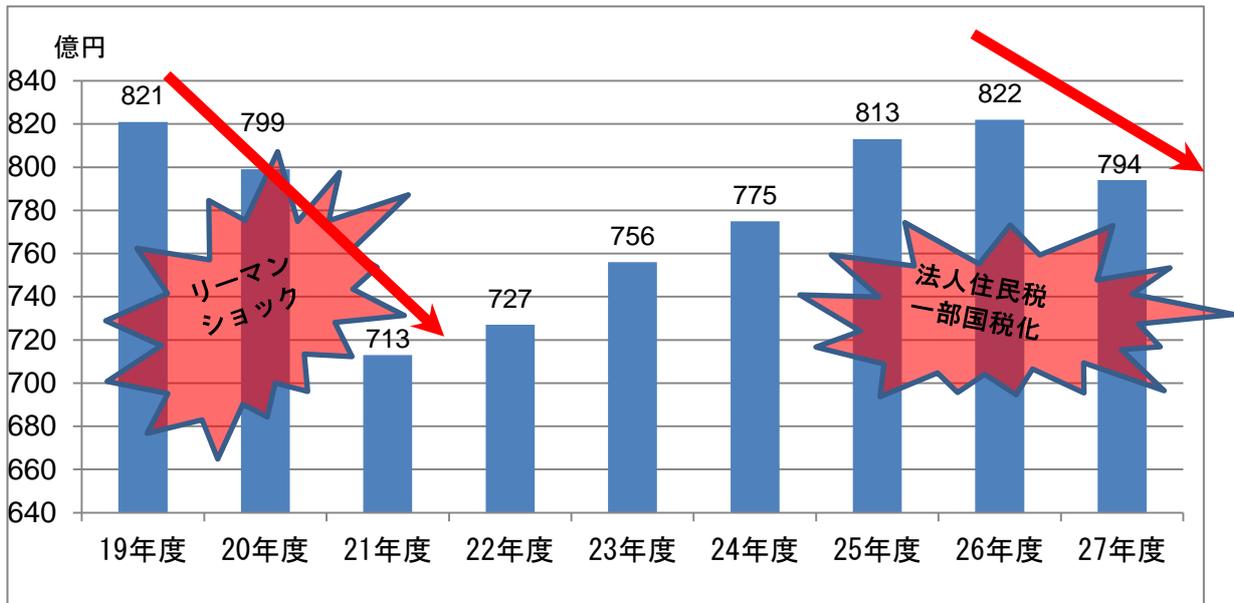
(3) 区の収入は安定しているのでしょうか？

➡ 区の収入のうち、最も割合の高い特別区財政調整交付金は、景気動向などの影響を受けやすいのが特徴です

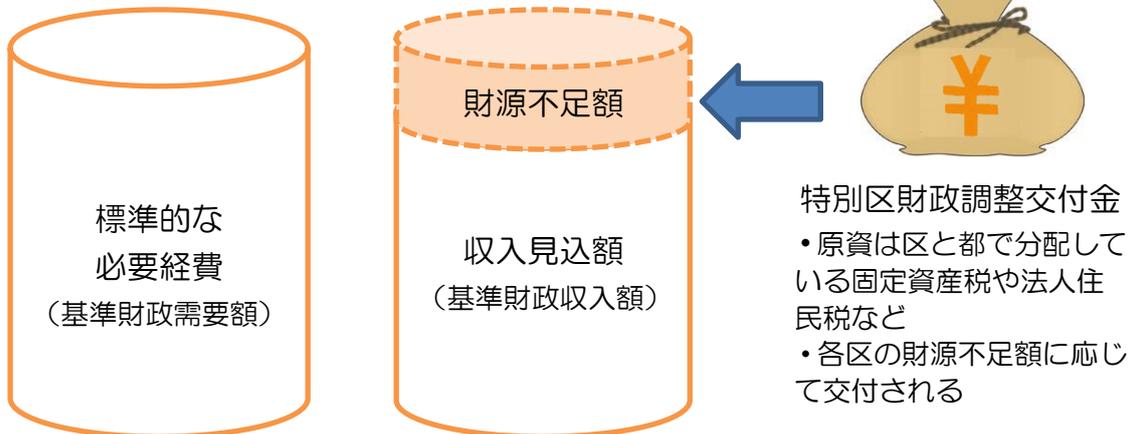
区の収入の約6割は、特別区税（区民税等）と特別区財政調整交付金*で占められています。最も割合が高い特別区財政調整交付金は、景気の動向や税制改正の影響を受けやすいのが特徴です。平成20年のリーマンショックの際は、平成19年度に821億円であった交付金が平成21年度には713億円と、100億円以上も減少しました。景気の回復に伴い交付金も少しずつ増加してきましたが、税制改正により交付金の原資である法人住民税の一部が国税化されるため、再び交付金が大きく減少する見込みです。

特別区財政調整交付金は、景気の動向や税制改正の影響を受けて大きく減少したことがあります

特別区財政調整交付金の推移



〔参考〕 特別区財政調整交付金の仕組み



(4) 区には貯金のような蓄えはあるのでしょうか？

➡ 基金という蓄えがあります。近年は貯金（基金）を取り崩しながら財政運営を行っているため、少しずつ減少しています

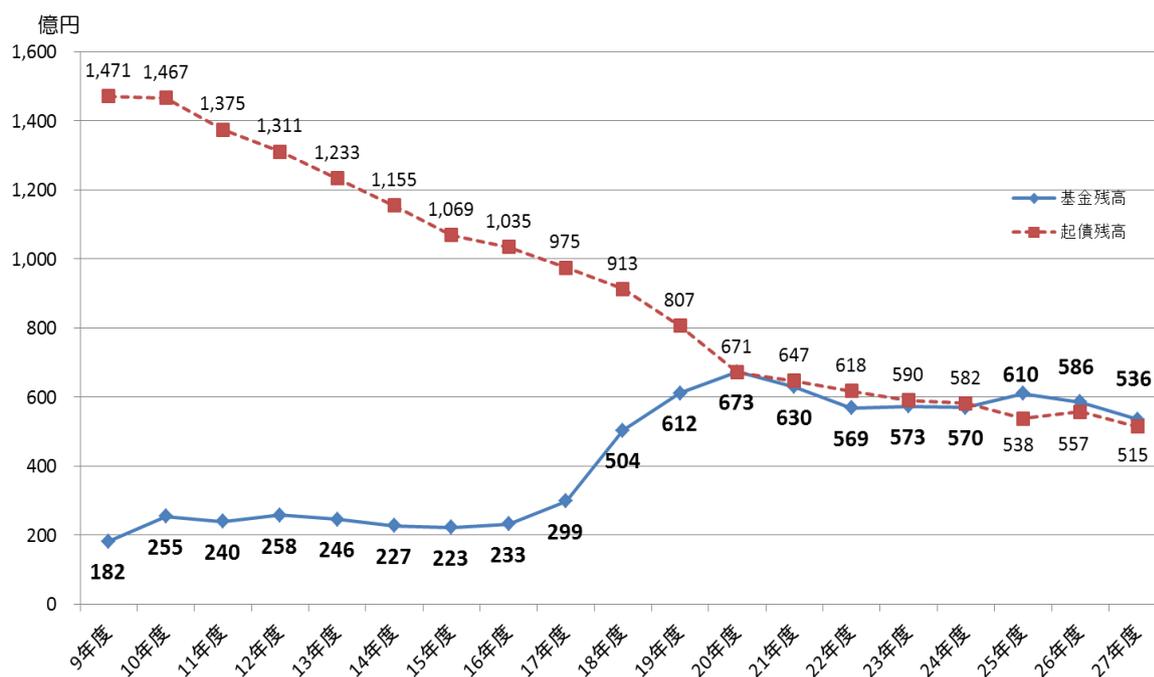
リーマンショック以降は、扶助費や社会保障費を中心に支出（歳出）が増加する一方、景気の落ち込みなどにより収入（歳入）が減少するのを補うために貯金（基金）を取り崩しながら財政運営を行ってきました。このため、基金の残高は平成 20 年頃から少しずつ減っています。

また、借金（起債残高）は、新たな借入額を少なくしたり、返済を予定より繰り上げて行ってきたことにより順調に減少しています。

区の貯金(基金)は少しずつ減少しており、平成 27 年度は約 540 億円となっています
借金（起債）は順調に減少しており、平成 27 年度は約 520 億円となっています

基金と起債残高の推移

（家計に例えれば、基金は貯金に、起債は借金に相当します）



(5) 区の財政状況は大丈夫ですか？

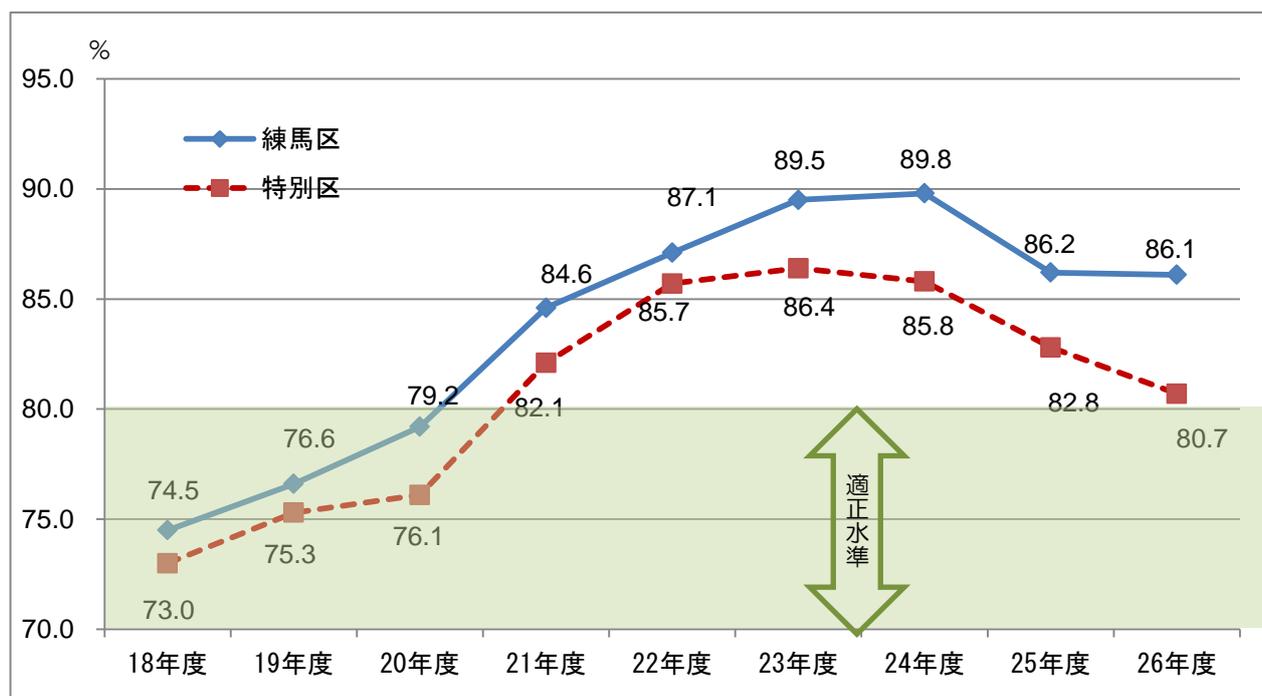
➡ 扶助費をはじめとする経常的な経費の割合が、23区平均と比べても高い状況が続いており、新たな需要に振り向ける財源が乏しい状態です

区の限られた財源の大半を、扶助費をはじめとする経常的な経費に使わざるを得ないため、区の財政状況は硬直化が進み、新たな需要に振り向ける財源が乏しい状態といえます。財政の硬直度を示す経常収支比率は平成21年度から適正水準を超えているばかりか23区の平均よりも高い数値となっています。

区の経常収支比率は、23区平均より高くなっています

経常収支比率の推移

家計に例えれば、給料など毎月（年）決まって入ってくる収入に対する毎月（年）支払わなければならない生活費などの割合



(6) 財政の今後の見通しはどうか？

➡ 貯金(基金)が減り、借金(起債)が増える見込みです

今後想定される人口減少・「超」超高齢社会の到来の影響、施設の改修改築経費の増加、景気動向や税制改正による歳入への影響を勘案して、今後 10 年間の財政フレームの粗い見通しを立ててみました。見通しでは、支出と収入の差額が広がり、貯金の取り崩し(基金)と新たな借金(起債)により補てんする金額が大きくなるものと思われます。現在約 500 億円ある基金残高は、平成 38 年度に底をつき、起債残高は約 800 億円に膨れ上がることが危惧されます。

将来にわたって持続可能な財政運営を行い、次世代にツケを回さないためにも歳入歳出構造の改革が必要です。

収入面においては、税や保険料などの収納対策の強化、国庫・都支出金のさらなる確保、公有地の活用などによる新たな財源の獲得、さらには受益者負担の適正化などにより収入を増やす工夫が求められています。

また、支出面においては、収入に見合った支出となるよう、事業全般にわたってその必要性、効率性を見直すことが求められます。具体的には、事業ごとに本当に区が行うべきサービスであるか否か、類似のサービスはないか、委託・民営化は可能か、などについて検討を行っていきます。

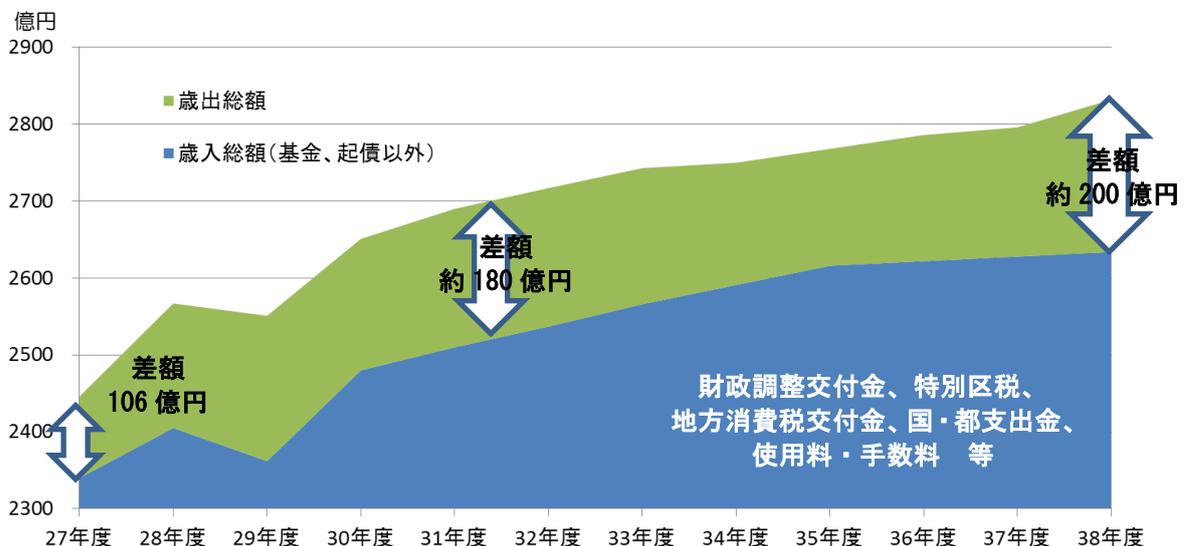
【区が考える改革のあり方】

区では、将来にわたって、持続可能な財政運営を行うには、収入と支出の均衡を保つことが重要であり、そのためには収入を増やす工夫と収入に見合った支出とするための見直しが必要であると考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

現在の事務事業をそのまま継続すると、平成 38 年度には、貯金(基金)の取り崩しと新たな借金(起債)により補てんする金額が約 200 億円になります

今後の財政フレームの粗い見通し



(7) 健全な財政運営を続けていくために留意することはなんですか？

➡ 健全な財政運営を続けるため、貯金(基金)と借金(起債)のバランスを保つことが必要です

各分野の施策や事務事業を着実に推進するためには、今後の財政負担を見据えた備えをしっかりと講ずる必要があります。そのため、基金と起債の適正な管理運営を行っていきます。

既存の基金の整理統合や新たな基金の創設などを行いながら、必要な残高の確保に努め、重点施策の推進と持続可能な財政運営の両立を図っていきます。

また、今後、急増する施設の改修改築経費の財源については基金を活用する一方で、改修改築後の施設が将来世代にわたって長く使われるものであることから、後年度負担に配慮しながら起債を活用し、世代間の負担の公平性も保っていきます。

基金と起債を有効に活用しながら、健全な財政運営を続けていくためには基金と起債残高のバランスを保つことが必要です。

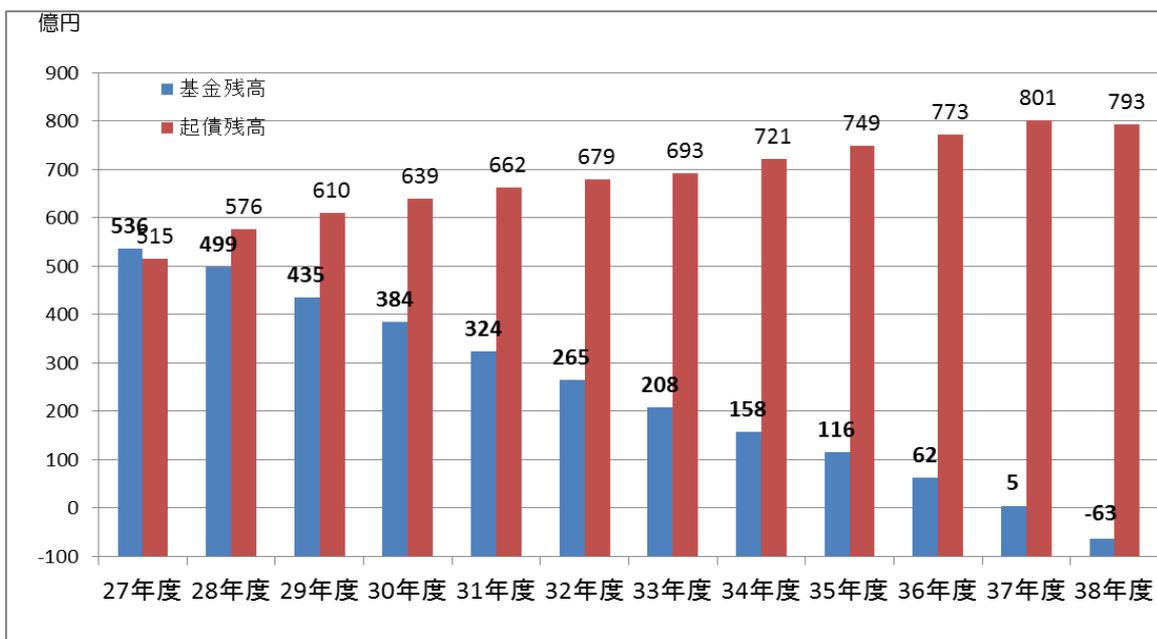
【区が考える改革のあり方】

区では、基金積立額の目標や起債発行額の限度について考え方を整理し、適正な管理運営を行っていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

平成 38 年度には、貯金(基金)が底をつき、借金(起債)の残高は約 800 億円に達することが危惧されます

基金残高と起債残高の将来見込み



2 職員の育成

○効率的な組織体制の確立および職員数等の適正化に向けた取組を行ってきました。
○今後、職員が担うべき役割の再検討や若手職員のさらなる人材育成に取り組んでいく必要があります。

○そのためには、職員の意識改革や人材育成が必要です。区は特に、次の3点を課題と考えています。

- ① 職員の意識を住民本位に変革し、区政改革を担っていく人材を育成します。
- ② 少数精鋭下で若手職員を育成します。
- ③ ベテラン職員が培ってきたノウハウや専門性を継承します。

(1) 区は職員の削減などに取り組んでいるのですか？

➡ これまでの取組により、平成 15 年度と比べて約 1,200 人を削減しています

区では、業務の委託・民営化を推進し、あわせて事務事業の見直し等により、職員数の削減を実施し、スリムで効率的な組織体制の確立および職員数等の適正化に向けた取組を行い、職員数は平成 15 年度に比べ約 1,200 人を削減しています。

【区が考える改革のあり方】

今後、職員が担うべき役割を再検討していく必要があります。

職員の意識を住民本位に変革し、区政改革を担っていく人材を育成していくため、職員の専門性の向上につながるような職員配置や人事評価制度等を活用した人材育成を推進していきます。公務内では得られにくい新たな視点や発想を取り入れ、組織の変革を行えるよう、外部組織との交流や現場体験型の研修等の実施等について検討していこうと考えています。

また、少数精鋭下での若手職員を育成するため、「育成者・トレーナー制度」の導入や昇任制度の見直し等により、若手職員の意識改革に取り組めます。有為な人材を確保できるよう区独自の採用説明会の実施やインターンシップ受入れの充実等について検討していこうと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

職員数は、平成 15 年度から 27 年度までに約 1,200 人を削減し、現在は約 4,400 人となっています

職員数の推移



(2) 年齢構成はどうなっていますか？

⇒ 40歳代以上の中高齢期の職員の割合が大きくなっています

職員の年齢構成については、40歳代以上の中高齢期の職員の割合が12.5%上昇し、全体の約70%を占める状況となっています。

【区が考える改革のあり方】

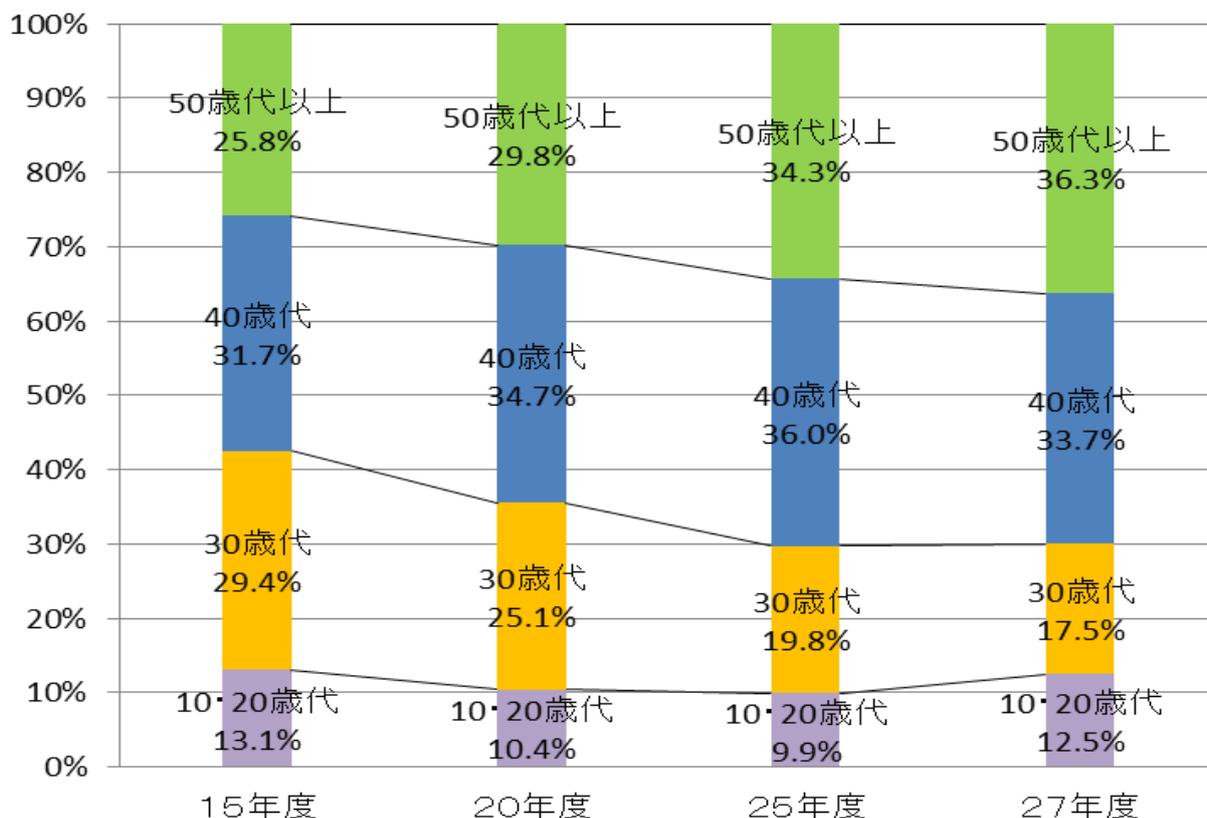
今後、ベテラン職員が培ってきたノウハウや専門性を若手職員に継承していくことが必要です。

区では、ベテラン職員の豊富な経験や専門性の積極的な活用に取り組むほか、ベテラン職員から若手職員への知識や技術の継承を行っていただけるよう職場内研修の活性化等に取り組んでいきます。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

40歳代以上の中高齢期の職員の割合が増加しています

職員の年齢構成の推移



(3) 職員の昇任意欲などどのような状況ですか？

⇒ 昇任選考受験者の減少傾向が続くなど、管理監督職の確保・育成が必要です

区では、近年、職員が大量に定年退職を迎える時期にあり、次代を担う管理監督職の確保が大きな課題となっています。しかし、管理監督職への昇任選考の受験率については、約10年間で受験者数が半減する等、減少傾向が続いており、平成27年度の受験率は、管理職選考において1.2%、係長職選考では10.5%となっています。

【区が考える改革のあり方】

今後、管理監督職の確保や育成に、組織的に取り組んでいく必要があります。

区では、昇任意欲の醸成につながるよう、中長期的な視野に立った職員配置や昇任制度の見直し等に取り組み、早期選抜による若手職員の意識改革および人材育成を推進していきます。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

定年退職者数は、平成19年度以降、増加しており、引き続き大量退職が見込まれます

定年退職者数の推移



今後5年間の管理監督職の定年退職者数

職層	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	計	定年退職割合
管理職 (100人)	12	7	11	12	7	49	49.0%
総括係長・係長 (569人)	28	36	30	36	42	172	30.2%

※ () 内は平成27年4月1日時点における職層ごとの職員数（任期付職員等を除く）

3 情報通信技術（ICT）の活用

○区民から、区の窓口サービスについて、「部署間のたらい回しをなくしてほしい」「職員による対応の差をなくしてほしい」「時間的な制約をなくしてほしい」「区役所等に行かなくても済むようにしてほしい」といった意見が寄せられています。

○区では区報などの紙媒体に加え、ホームページやSNSなどを活用し、区内外への情報発信・情報提供を充実させています。一方で、区民から「サービスの存在を知らなかった」「必要な情報を見つけにくい」といった意見も寄せられています。

○区では、このような区民のニーズに応えるため、ICTを活用して、窓口サービスの利便性の向上や、情報発信・情報提供の充実、区民の声を活かす仕組みづくりなどを進めたいと考えています。あわせて、ICT機器を利用しない区民への対応にも取り組みます。

(1) 区の窓口サービスについて区民はどう感じているのですか？

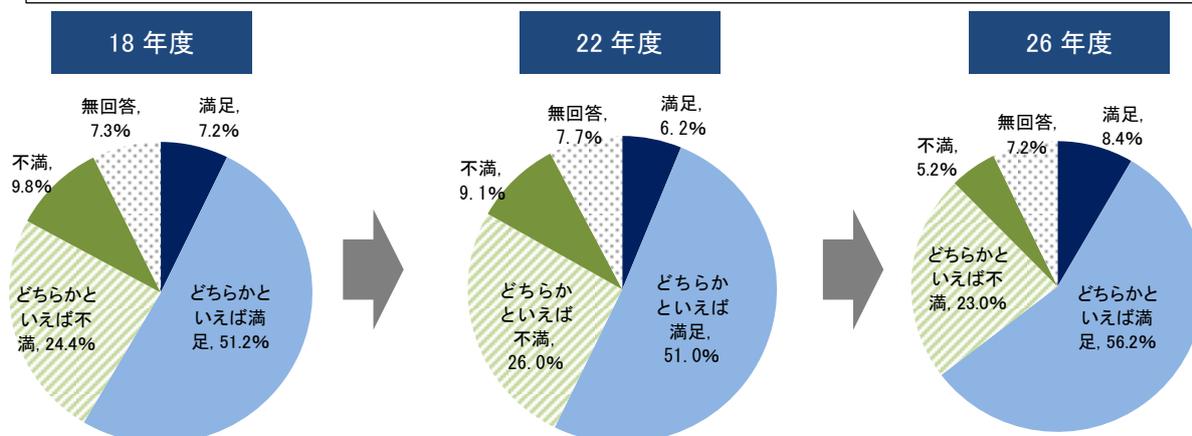
➡「満足・どちらかといえば満足」の方が約6割ですが、不満や要望も寄せられています

区民意識意向調査によると「区の窓口サービスの向上」の施策（窓口の受付日や時間の拡充、窓口の効率化、対応の質の向上など）に対して、「満足・どちらかといえば満足」と考えている人は約6割、「不満・どちらかといえば不満」は約3割で、ほぼ横ばいで推移しています。

窓口サービスについての不満や要望として、「部署間のたらい回しをなくしてほしい」「職員による対応の差をなくしてほしい」「届出や証明書交付等を行う際の時間的な制約をなくしてほしい」「区役所等に行かなくても済む仕組みを検討してほしい」といった意見が寄せられています（下表参照）。

区では、平成 26 年7月から練馬区民事務所を毎週土曜日に開庁するなど利便性の向上や研修による接遇の向上に取り組んでいます。今後はさらに区民一人一人の要望や生活スタイルに応じたきめ細かいサービスの提供が求められています。

窓口サービスについて、満足評価は6割、不満評価は3割です



【出典】 練馬区「区民意識意向調査」より作成

区民からの意見要望は「たらい回しをなくす」「区役所に行かなくても済む」など

職員の対応について

窓口であっちこっちの部署に行くように指示された。

職員の接遇も以前に比べればかなりよくなったが、職員によって対応の差が大きい。

窓口サービス(届出・申請・証明書交付等)について

保育所の入園申請は開庁時間中(平日夕方5時まで)に窓口持参を要件としており、不便である。

夜間でも土日でも戸籍謄本など各種証明書を自由にとれるようにしてほしい。

現在、窓口や自動交付機で住民票等の交付は可能だが、稼働時間に間に合わないことがある。行政サービスのコンビニ交付が広く一般に普及してきたので、区でも導入を検討してほしい。

【区が考える改革のあり方】

○ICTを活用して、高齢者や障害者、外国人など、誰にでも分かりやすく、便利な窓口にしたいと考えています。

【例】来庁者に対してタブレット端末を活用し、的確に総合的な案内を行うためのシステムの導入を検討

○仕事や子育てなどで区役所に来庁しづらい人のために、自宅や身近なところで手続きができるようにします。

【例】証明書等のコンビニ交付やコールセンターの導入
クレジットカード納付など新たな納付方法の導入

新たなシステムの導入には相応のコストが必要となります。直接的な費用対効果に加え、今後の社会基盤の標準装備として必要かどうかといった視点からも検討する必要がありますと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

(2) 区の情報発信・情報提供については、区民からどのような意見が寄せられているのですか？

⇒ 「サービスがあることを知らなかった」、「情報が見つげにくい」などのご意見が寄せられています

インターネットの普及により、パソコンやスマートフォン等からいつでも手軽に情報に触れることができるようになりました。区では区報などの紙媒体に加え、ホームページやSNSなどを活用し、区内外への情報発信・情報提供を充実させています。

一方で、「サービスの存在を知らなかったので周知してほしい」「大量の情報の中から必要な情報を見つけにくい」といった意見も寄せられています。

ホームページや区報に情報を掲載するだけでなく、情報を必要とする区民に的確な方法・タイミングで情報を発信・提供していくことが求められています。

【区が考える改革のあり方】

○ ICTを活用して、必要な情報が区民に届きやすくするとともに、区民の声を区政に活かす方法を充実します。

【例】情報発信・情報提供の強化に向けた SNS の活用拡大

アプリを活用した区民と区との双方向のやりとりのできる仕組み作り

○ ICT機器を使用できない区民や所有していない区民をサポートする仕組みを作ります。

【例】ICT機器の利用に関する講座の開催

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

インターネットやメール、SNSなどを活用して、情報発信・情報提供を充実しています

＜区が実施している情報発信・情報提供の取組＞

- ＞ 区報、ホームページ
- ＞ YouTube 練馬区公式チャンネル
- ＞ ねりま情報メール^{※2}
- ＞ 図書館資料のインターネット検索
- ＞ 予防接種サポートシステム^{※5}
- ＞ SNS(Twitter・Facebook 等)
- ＞ 地図情報システム(GIS)^{※1}
- ＞ 都市計画情報システム^{※3}
- ＞ 公共施設予約システム^{※4}

- ※1 地図情報システム … 区の庁内各部署における地図による情報を基本に、国等の他機関の情報や一部民間の情報等をインターネットにより提供する電子地図閲覧サービス。
- ※2 ねりま情報メール … 防災気象情報、安全・安心情報、区政情報(イベントや新規事業等)を、登録者のパソコンやスマートフォン等に電子メールで配信するサービス。
- ※3 都市計画情報システム … インターネットで調査地点の用途地域や都市計画道路などの詳細な都市計画情報を調べることができるサービス。
- ※4 公共施設予約システム … 区立施設を利用時に各施設の空き状況の確認や利用予約が行えるシステム。
- ※5 予防接種サポートシステム … 被接種者の生年月日等を入力することにより、予防接種スケジュールを自動で作成し、通知等を行うシステム。

区民からは、情報を知らなかった、見つけにくいといった意見が寄せられています

情報発信・情報提供についての主な意見・要望

区には様々な補助制度や助成制度があるが、制度そのものや自分が対象となることを知らなかった。もっと区民に広くPRしてほしい。

電子申請等のサービスの存在を知らなかった。既存の区民サービスの再周知を行い、利用度合を高める方法を考えてほしい。

区ホームページは探したいものが探しづらい。また、どの部署に相談すればよいのかわからない。

子育て中の母親はホームページや区報を見る余裕がない。色々な方法で情報を得られるようにしてほしい(例えば、予防接種のスケジュールの封書に子育てに関する情報を同封するなど)。

駐輪場の定期利用者に対して、契約満了時期が迫ってきた際に、更新を知らせるメールを配信するサービスを実施してほしい。一時利用の際に、空き状況がリアルタイムでわかるようにしてほしい。

4 外郭団体の見直し

○外郭団体はこれまで、福祉、まちづくり、文化、産業振興などの分野で、区に代わって様々なサービスを提供する役割を果たしてきました。

○新しい成熟社会への移行に伴う行政ニーズの変化に対応するため、今後とも外郭団体を活用する必要があります。

○今後の外郭団体の活用にあたり、区は特に、次の3点を課題と考えています。

- ① 外郭団体の役割を明確にし、区の関与や支援、指導・監督のあり方を見直す必要があります。
- ② 関連または重複する事業の整理・統合等を行い、それを踏まえて団体を再編する必要があります。
- ③ 外郭団体を担う人材を確保・育成する必要があります。

(1) 外郭団体とは、どのような団体ですか？

⇒ 区の事業を補完し、区に代わって様々なサービスを実施している団体です

外郭団体とは、1) 区の出資割合が2分の1以上の法人、2) 区から運営補助を受け、その事業内容が区の代行補完関係にあり、区と極めて密接な関係を有する団体、いずれかに該当する団体をいいます。

公・民両方の性格を併せ持つ外郭団体には、1) 区の政策との連動性や公共性・公益性を確保しつつ、民間の人材やノウハウ等を活用した効率的・弾力的な事業執行や専門性を活かしたサービスを実施できる、2) 区民のニーズまたは社会経済情勢にスピード感を持った対応ができる という特徴があります。この特徴を活かし、福祉、まちづくり、文化、産業振興などの分野で、区に代わって様々なサービスを提供する役割を果たしてきました。

区の外郭団体は 11 団体であり、設立目的を踏まえて様々な活動を行っています

練馬区の外郭団体 (11 団体)

	団体名	主な活動内容
1	一般社団法人 練馬区観光協会	観光資源の調査・研究、商品の開発、観光ボランティアの育成・支援
2	一般社団法人 練馬区産業振興公社	練馬区内の中小企業の経営支援や振興に関する事業、勤労者・事業主のための福祉共済事業
3	公益財団法人 練馬区文化振興協会	舞台鑑賞・地域活動・演奏家派遣の各事業、文化芸術施設の指定管理
4	社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	社会福祉を目的とする事業の企画・実施・調査、社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、福祉施設の指定管理受託
5	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営(第一種社会福祉事業) 老人デイサービスセンター、老人居宅介護等事業等の経営(第二種社会福祉事業)
6	公益社団法人 練馬区シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な就業、軽易な業務に高齢者が就業できるよう機会の確保・提供、無料職業紹介事業の実施
7	公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会	就労相談・支援、職場定着支援、生活支援、職業的重度障害者就労支援事業、自動販売機収益活用事業
8	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	まちづくりに関する調査・研究、普及啓発、まちづくり活動の支援、タウンサイクル・自転車駐車場の管理運営、放置自転車対策、資源循環推進事業、地球温暖化防止対策事業
9	一般財団法人 練馬みどりの機構	憩いの森・街かどの森の管理、みどりを媒介とした保健・福祉・生涯学習および子どもの環境教育の推進に関する事業
10	練馬区土地開発公社	公有地の取得、管理、処分等
11	江古田駅整備株式会社	江古田駅の総合改善事業(鉄道施設等の建設、保有・貸付、維持管理)

(2) 外郭団体の必要性和これからの役割は何ですか？

➡ 区が直接実施するよりも効率的・効果的なサービス提供が可能で、公共性や採算性などの観点から民間事業者などに委ねることが困難な事業を担います

新しい成熟社会への移行に伴い、行政ニーズは今後さらに複雑化・専門化することが予想されます。これにスピード感を持って対応していくには、区だけでは限界があります。

公共分野においては、民間事業者やNPO法人、地域で活動する団体などの参加・参画が進んでおり、担い手が多様化しています。しかしながら、公共性や採算性、区の政策推進との関連などの観点から、民間事業者等に委ねることが困難な事業が多くあります。

そのため、公・民両方の性格を合わせ持つ外郭団体を今後とも活用することが必要です。

外郭団体は、次の事業を担うことにより区の業務を補完・代替し、良質で効果的な区民サービスを提供していきます

- 1) 公平性・平等性を確保しつつ、区が実施するよりも効率的で柔軟性、専門性の高いサービスが実施できる事業
- 2) 採算性等の観点から、民間事業者等による実施が困難またはなじまない事業
- 3) 区民や地域団体、民間事業者等のコーディネーターとなる事業
- 4) 区民や地域団体、民間事業者等への助言・指導等に携わる事業
- 5) 先駆的・先導的な取組となる事業
- 6) 区の政策の推進に向け、総合的・横断的な取組が必要な事業

【区が考える改革のあり方】

区では、民間事業者等に委ねることが困難な事業を実施し行政を補完・代替する外郭団体を、今後とも活用することが必要と考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

(3) 区はどのように関与しているのですか？

⇒ 公共的事業への補助、区職員の派遣などを行っています

区は、外郭団体が実施する公共的な事業への補助金の支出や、区職員の外郭団体への派遣など、財政的・人的な関与を行っています。これらについて、区民サービスの円滑かつ効率的な執行、団体運営の自主性の向上、団体の経営努力の反映などの視点から見直します。

区から外郭団体への職員派遣については、必要性や人数を精査する一方で、区職員の人材育成という視点からの活用を図ります。

また、事業成果と経営状況の評価と反映、内部事務の共同処理、自主財源の確保など、外郭団体の自律性向上への支援を行います。

さらに、区職員の、外郭団体の指導・監督に必要な専門的知識（会計、労務等）の習得を図るほか、外部人材を活用した指導・監督の方策を検討します。

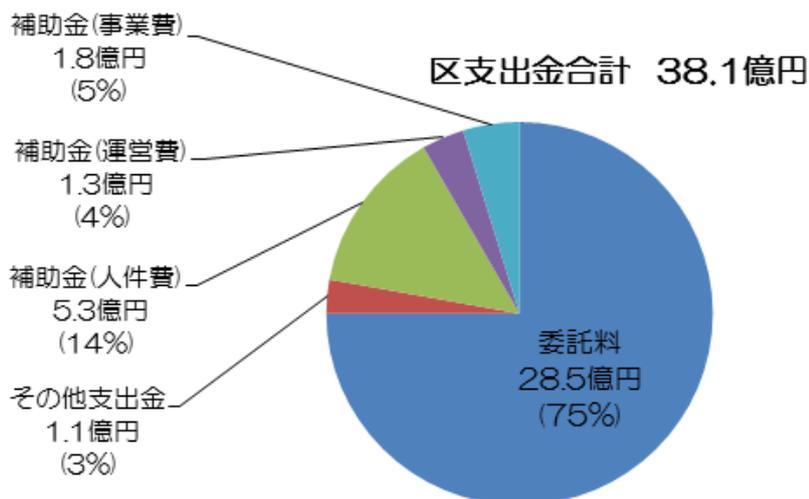
【区が考える改革のあり方】

区では、外郭団体の役割を踏まえ、区に関与や支援、指導・監督のあり方を見直すことを考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

区から外郭団体への支出金合計は 38.1 億円で、そのうち補助金は 8.4 億円 です

外郭団体に対する区の支出



※ 「区支出金合計」は、土地開発公社と江古田駅整備株式会社を除く 9 団体に対する、平成 26 年度決算における補助金、委託料等の区の支出の合計。同じく平成 26 年度決算の 9 団体の収入総額は約 98.4 億円であり、収入総額に対する区の支出の割合は約 39%。

※ 補助金…外郭団体の事業および団体運営などに要する経費の支援

※ 委託料…外郭団体が履行した区の委託業務、指定管理業務などの対価

※ その他支出金…外郭団体からの物品の購入、役務の提供の対価など

(4) 事業の内容が重複している団体はないのですか？

⇒ 分野によっては団体間の事業内容などが関連または重複している例が見られます

観光と産業振興、みどりとまちづくり、障害者の就労支援と生活支援の分野で、異なる団体で内容が関連または重複している事業を実施している例があります。これらの事業について、より効果的で効率的な事業とするよう、整理・統合およびさらなる事業連携を行います。

また、事業見直しを踏まえた団体の再編を行います。

【区が考える改革のあり方】

区では、外郭団体の事業の整理・統合や、事業見直しを踏まえた団体の再編を考えています。

区民の皆さまはどのようにお考えになりますか？

(5) 外郭団体職員の確保と育成はどうなっていますか？

⇒ 団体のマネジメントなどに携わる職員が不足しています

多くの外郭団体においては、事業に必要な専門的な知識・経験を有する職員は確保できていますが、団体のマネジメント等に携わる職員が不足しています。

外郭団体を担う人材を確保・育成するために、外郭団体職員の人事・給与がより職務・職責に応じたものとなるよう、制度の整備・見直しを支援します。

また、区職員、外郭団体職員双方の人材育成を図るため、区と外郭団体および外郭団体相互の人事交流制度をつくります。

【区が考える改革のあり方】

区では、外郭団体職員の人事・給与制度の整備・見直しを支援することを考えています。また、区と外郭団体および外郭団体相互の人事交流制度をつくることを考えています。

区民の皆さまはどのようにお考えになりますか？

IV 区政改革の検討の進め方

1 区政の現状と課題を説明する本書の公表と区民意見の聴取

- 区政の現状と課題をわかりやすく図示したデータを活用して、区民皆さんに説明し、一緒に考えていただきたいと思います。
- 区長自ら区民の皆さんのご意見を伺い、意見交換する機会を設けます。
- あわせて区民意見反映制度によるパブリックコメントを行います。
- これらの結果を、計画の素案づくりに反映していきます。

2 議会の意見、区政改革推進会議の答申を経て、計画素案を作成

- 計画の素案は、上記1の取組に加えて議会の意見をきき、区長の諮問機関である区政改革推進会議からの答申を受けて、区長が作成します（平成28年4月～5月を目途とします。）。

3 計画素案をパブリックコメントのうえ、計画案として提示

- 計画素案は平成28年度上半期にパブリックコメントを行った上で、計画案としてまとめ、改めて議会に提示します。
- 議会の意見を踏まえて、区長が計画を決定します（平成28年9月～10月を目途とします。）。

【(仮称)区政改革計画の検討から策定までのスケジュール】

